

国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業

要求水準書

令和 6 年 8 月
(令和 6 年 9 月 10 日修正版)

国土交通省近畿地方整備局

目次

第1章	総則.....	1
1.	要求水準の位置づけ.....	1
2.	用語の定義.....	1
3.	要求水準の変更.....	1
4.	適用範囲	1
5.	整備対象施設.....	1
6.	事業の目的.....	2
7.	事業の概要.....	2
(1)	事業対象区域の概要.....	2
(2)	本施設の概要.....	2
(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	3
8.	事業の業務内容.....	3
(1)	調査・設計業務	3
(2)	工事業務.....	3
(3)	工事監理業務.....	4
(4)	維持管理業務.....	4
9.	遵守すべき法令等.....	4
10.	秘密の保持.....	5
11.	適用基準	5
12.	業務の監視.....	6
13.	関係者協議会の設置.....	6
14.	事業期間終了時の水準.....	6
15.	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について.....	6
第2章	調査・設計業務.....	8
1.	基本事項	8
(1)	一般事項.....	8
(2)	業務の条件	8
(3)	業務期間.....	8
(4)	設計体制と管理技術者の配置・進捗管理.....	9
(5)	提出書類.....	9
(6)	設計図書の提出.....	9
(7)	資料の貸与及び返却.....	11
(8)	設計協議.....	11
(9)	土地への立ち入り等.....	11

(10) 既存ストックの活用検討	11
(11) 再委託	12
(12) 合同現地踏査	12
(13) 保険加入	12
(14) 留意事項	12
(15) その他	12
2. 事前調査業務	13
(1) 現地踏査	13
(2) 試掘調査	13
3. 詳細設計業務	14
(1) 基本的な考え方	14
(2) 設計条件の整理	14
(3) BIM/CIM活用業務について	15
(4) 電線共同溝詳細設計	15
4. 調整マネジメント業務（設計段階）	17
(1) 一般事項	17
(2) 業務計画	17
(3) 事業説明、地元・関係者機関調整等	17
(4) 支障物件等調査及び移転協議	17
(5) 占用業者等との電線共同溝の協議	17
(6) 占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	17
(7) 道路標識、道路照明、信号等の計画調整	18
(8) 関係機関協議結果等のとりまとめ	18
第3章 工事業務	19
1. 基本事項	19
(1) 一般事項	19
(2) 業務の条件	19
(3) 業務期間	20
(4) 配置技術者	20
(5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	20
(6) 完成検査及び完成（引渡）検査	21
(7) 工事完成図書	21
(8) 工事完成図書の提出	22
(9) 打合せ	25
(10) 工事工程の共有	25
(11) 週休2日対象工事	25
(12) 土木工事における近畿地方整備局と事業者の業務効率化の実施	30

(13) 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）	30
(14) 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	31
(15) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について	31
(16) 工事版Wi-Fiクリースタンス取組実施について	33
(17) 電線共同溝・情報BOX等の埋設管路等の事故防止	33
(18) 諸経費動向調査	34
(19) 建設現場における遠隔臨場の実施	34
(20) 無人航空機を使用する際の情報流出防止策	35
(21) 夜間施工に伴う建設副産物の処理方法	35
(22) 型枠穴孔の補修	36
(23) 道路照明設備	36
(24) BIM/CIM適用工事について	36
2. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	37
3. 工事業務（特記事項）	37
(1) 施工計画書	37
(2) コリンズ(CORINS)への登録（第1編1-1-6）	37
(3) 工事現場発生品（第1編1-1-19）	38
(4) 建設副産物（第1編1-1-20）	38
(5) 施工管理（第1編1-1-25）	42
(6) 工事中の安全確保（第1編1-1-29）	46
(7) 環境対策（第1編1-1-33）	49
(8) 交通安全管理（第1編1-1-35）	50
(9) 官公庁等への手続等（第1編1-1-38）	51
(10) 施工時期及び施工時間（第1編1-1-39）	51
(11) 土工一掘削工（第1編2-4-2）	52
(12) 無筋・鉄筋コンクリート適用（第1編3-1）	52
(13) 工場の選定（第1編3-3-2）	52
(14) 配合（第1編3-3-3）	53
(15) 配合（第1編3-5-3）	53
(16) 打継目（第1編3-6-7）	53
(17) 養生（第1編3-6-9）	53
(18) 材料編－一般事項－適用（第2編1-1）	53
(19) 工事材料の品質（第2編1-2）	54
(20) 土木工事材料－一般事項（第2編2-6-1）	55
(21) セメントコンクリート製品（第2編2-7-2）	55
(22) アスファルト混合物事前審査制度（第2編2-8-1）	56
(23) 土木工事共通編－品質証明（第3編1-1-6）	56

(24) 作業土工（床掘り、埋戻し）（第3編2-3-3）	56
(25) 区画線工（第3編2-3-9）	56
(26) アスファルト舗装の材料（第3編2-6-3）	57
(27) 土留・仮締切工（第3編2-10-5）	58
(28) 仮水路工（第3編2-10-11）	58
(29) 道路編－舗装－一般事項（第10編2-8-1）	58
(30) 舗装打換え工（第10編16-5-4）	60
(31) 切削オーバーレイ工（第10編16-5-5）	60
(32) その他特記事項	60
4. 調整マネジメント業務（工事段階）	63
(1) 一般事項.....	63
(2) 業務計画.....	63
(3) 工事期間における規制箇所等調整	63
(4) 隣接家屋・店舗等との出入口調整	63
(5) 地元に対する工事説明会.....	63
(6) 関係機関協議結果等のとりまとめ	64
5. 本事業で整備する施設の所有権移転業務.....	64
第4章 工事監理業務	65
1. 工事監理業務.....	65
(1) 一般事項	65
(2) 業務計画	65
(3) 業務の実施.....	65
第5章 維持管理業務	66
1. 基本事項	66
(1) 一般事項.....	66
(2) 業務期間.....	66
(3) 業務実施体制.....	66
(4) 提出書類.....	66
(5) 業務の実施	68
(6) 維持管理関連貸与図面等.....	68
(7) 打合せ	68
2. 点検・補修業務.....	69
(1) 一般事項	69
(2) 要求水準	69
(3) 特記事項	69
3. 台帳作成・管理業務.....	70
(1) 一般事項.....	70

(2) 要求水準.....	70
(3) 特記事項.....	70
4. 調整マネジメント業務（維持管理段階）	70
(1) 一般事項.....	70
(2) 業務計画.....	71
(3) 要求水準.....	71
資料 1 用語の定義	72
資料 2 調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲.....	74
資料 3 維持管理業務の対象範囲	75
資料 4 近畿地方建設局電線共同溝管理規程	76
資料 5 近畿地方建設局電線共同溝保安細則	86
資料 6 電線共同溝管理台帳（作成例）	88
資料 7 貸与資料一覧	92

第1章 総則

1. 要求水準の位置づけ

「国道171号幸電線共同溝PFI事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、国道171号（朝日町～富田丘町）において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）第2条第3項に定める電線共同溝（以下「電線共同溝」という。）の整備・維持管理事業（以下「本事業」という。）を遂行するにあたり、事業者に求める業務の水準（以下「要求水準」という。）である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、近畿地方整備局は、選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。近畿地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2. 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「資料1 用語の定義」による。

3. 要求水準の変更

近畿地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更等、大規模災害等の不可抗力、その他近畿地方整備局及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議のうえ、要求水準書を変更できるものとする。また、近畿地方整備局は、その他の事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

4. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

5. 整備対象施設

本事業で対象となる公共施設等は、以下の（1）から（3）までに掲げるものとし、以下、これらを総称して「本施設」という。

- (1) 電線共同溝（道路法第2条第2項第9号に定める電線共同溝（道路の附属物））
- (2) 道路（車道、歩道等）
- (3) 道路附属物等（道路照明、防護柵等）

6. 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

7. 事業の概要

(1) 事業対象区域の概要

① 所在地

大阪府高槻市朝日町～富田丘町

② 事業対象

一般国道 171 号

③ 延長

約 2.0 km (道路延長 : 約 1.0 km)

④ 事業対象区域

調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務に関しては資料 2 「調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲」に、維持管理業務に関しては資料 3 「維持管理業務の対象範囲」に示す。

(2) 本施設の概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物の調査・設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理を P F I 法に基づき包括的に実施するものである。

本事業が対象とする範囲は、資料 2 「調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲」、資料 3 「維持管理業務の対象範囲」及び次表のとおりである。

なお、本事業は占用者が所有する管路・マンホール等の既存施設（以下「既存ストック」という。）を活用して実施する計画である。

表－本事業が対象とする範囲

対象 区分	上り線				下り線				
	電線 共同溝 (管路部、 特殊部)	歩道	道路 附属物 (道路照 明、防護 柵等)	車道	電線 共同溝 (横断部)	車道	道路 附属物 (道路照 明、防護 柵等)	歩道	電線 共同溝 (管路部、 特殊部)
調査・設計 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理 業務	○	—	—	—	○	—	—	—	○

○：本事業が対象とする項目

なお、電線共同溝（管路部）の引込管、連系管及び連系設備を含み、引込設備は含まない。ただし、連系設備の維持管理業務は占用者に引継を行うまでとする。

（3）解体撤去・復旧・移設対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、車道及び歩道（路盤、舗装）等は全て解体撤去・復旧するものとする。

1) 解体撤去、復旧対象施設

車道及び歩道（路盤、舗装）等

2) 移設対象施設

地下埋設物（水道、ガス（低圧））※1等

※1 地下埋設物は、当該地下埋設物の管理者が移設を行い、移設補償費は近畿地方整備局が当該地下埋設物の管理者に支払いを行うものとする。

8. 事業の業務内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

（1）調査・設計業務

- 1) 事前調査業務（現地踏査、試掘調査）
- 2) 詳細設計業務
- 3) 調整マネジメント業務（設計段階）

（2）工事業務

- 1) 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

※ 道路管理者以外が所有する既存支障施設は含まない。

- 2) 工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）
※ 電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。
- 3) 調整マネジメント業務（工事段階）
- 4) 本事業で整備する施設の所有権移転業務

(3) 工事監理業務

- 1) 工事監理業務

(4) 維持管理業務

- 1) 点検・補修業務
- 2) 台帳作成・管理業務
- 3) 調整マネジメント業務（維持管理段階）

9. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む）等を遵守しなければならない。

1. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
2. 道路法
3. 無電柱化の推進に関する法律
4. 電線共同溝の整備等に関する特別措置法
5. 道路交通法
6. 建築基準法
7. 建設業法
8. 水道法
9. 下水道法
10. 電気事業法
11. 電気通信事業法
12. ガス事業法
13. 騒音規制法
14. 振動規制法
15. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
16. 労働基準法
17. 労働安全衛生法
18. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
19. エネルギーの使用の合理化に関する法律
20. 資源の有効な利用の促進に関する法律
21. 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

22. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
23. 道路運送車両法
24. その他関連する法令等

10. 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を、近畿地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

11. 適用基準

本事業の実施にあたっては、関連する法令等によるものその他、以下に掲げる基準等を適用すること。

なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として最新の基準等を適用するものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

1. 近畿地方整備局「土木設計業務等共通仕様書（案）令和6年4月改定」（以下「設計等共通仕様書」という。）
2. 近畿地方整備局「測量業務共通仕様書（案）令和6年4月改定」
3. 近畿地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書（案）令和6年4月改定」
4. 近畿地方整備局「土木工事共通仕様書（案）令和6年3月改定」（以下「土木工事共通仕様書」という。）
5. 近畿地方整備局「用地調査等業務共通仕様書（案）令和6年3月改定」
6. 近畿地方整備局「土木工事設計便覧（案）平成27年9月改定版」
7. 近畿地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値（案）令和6年4月改定」
8. 近畿地方整備局「電線共同溝マニュアル 令和2年1月」
9. 近畿地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2 平成15年3月」
10. 近畿地方整備局「現場分別マニュアル（案）平成22年3月」
11. 近畿地方整備局「土木工事数量算出要領 令和6年度」
12. 近畿地方整備局「土木工事標準設計図集 平成17年2月」
13. 近畿地方整備局「道路工事保安施設設置基準（案）令和6年2月」
14. 近畿地方整備局「コンクリート二次製品標準図集（側溝・水路編）平成12年3月」
15. 近畿地方整備局「土木請負工事必携 令和6年8月」
16. 国土交通省「CAD製図基準 平成29年3月」
17. 国土交通省「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】令和6年3月」

18. 国土交通省「写真管理基準 令和 6 年 4 月」
19. 国土交通省「デジタル写真管理情報基準 令和 5 年 3 月」
20. 国土交通省「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）
令和 6 年 8 月」
21. 国土交通省「発生土利用基準 平成 18 年 8 月」
22. 国土交通省「工事完成図書の電子納品等要領 令和 5 年 3 月」
23. 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書 令
和 6 年 3 月」
24. 道路保全技術センター「電線共同溝 平成 7 年 11 月」
25. 国土技術政策総合研究所「道路工事完成図等作成要領（第 2 版） 平成 20 年 12
月」
26. 建設電気技術協会「光ファイバーケーブル施工要領・同解説 平成 31 年版」
27. 一般財団法人 土木研究センター「建設発生土利用技術マニュアル等（第 4 版）
平成 25 年 12 月」
28. 国土交通省大臣官房技術調査課「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領
(案) 令和 5 年 3 月」
29. 国土交通省「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年 3
月）」

12. 業務の監視

近畿地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

13. 関係者協議会の設置

近畿地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、近畿地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。

14. 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していかなければならない。なお、事業契約期間終了日の約 2 年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を近畿地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

15. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な

協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- 2) 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により近畿地方整備局に報告すること。
- 3) 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、近畿地方整備局と協議を行うこと。

第2章 調査・設計業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

本施設を対象とし、その調査・設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において調査・設計業務を行うものとする。また事業者は、調査・設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第1章11.適用基準に示す各基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)業務の条件から(15)その他に示すとおりとする。

なお、調査・設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

(2) 業務の条件

- 1) 事業者は、調査・設計業務の遂行にあたり、近畿地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。
- 2) 事業者は、近畿地方整備局に対し、調査・設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- 3) 近畿地方整備局は、調査・設計業務の進捗状況及び内容について、隨時確認することができる。
- 4) 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を近畿地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを近畿地方整備局に提出するものとする。
- 5) 関係機関との協議にあたっては、事業者は現地踏査結果を反映するとともに、各関係機関から資料を収集し調査・把握したうえで資料をとりまとめ、打合せ資料として作成し提出すること。
- 6) 近畿地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は、近畿地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

(3) 業務期間

調査・設計業務の期間は、本施設の引渡予定日をもとに事業者が計画することとする。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の変更を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め近畿地方整備局と事業者

が協議して決定するものとする。

(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理

事業者は、調査・設計業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

(5) 提出書類

事業者は、調査・設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、近畿地方整備局に提出し確認を得るものとする。

なお、調査・設計業務に係る書類の提出は、「設計等共通仕様書」に準拠すること。

1) 業務着手前

事業者は、調査・設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、調査・設計業務着手予定の前営業日までに、近畿地方整備局に提出し確認を得るものとする。

- ①調査・設計業務計画書（組織体制を含むもの）
- ②調査・設計業務工程表（詳細設計、各種申請手続及び近畿地方整備局との調整の工程）
- ③管理・照査技術者通知書及び担当技術者届（経歴書を添付のこと）

2) 業務完了時

事業者は、調査・設計業務終了に際し、以下の書類を作成し、調査・設計業務完了の前営業日までに、近畿地方整備局に提出すること。近畿地方整備局は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

- ①確認結果報告書（要求水準書との整合チェック）
- ②確認結果報告書（事業提案書との整合チェック）
- ③設計業務完了報告書
- ④設計業務成果引渡書

(6) 設計図書の提出

事業者は、工事着手予定日の1ヶ月前までに、以下の設計図書を近畿地方整備局に提出し、設計図書の内容を説明し、近畿地方整備局の確認を得なければならない。なお、業務履行中、近畿地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。

表一 設計図書及び内容一覧表

設計図書等	内 容
現地調査結果	埋設物件平面図 等
詳細設計図	電線共同溝、道路照明 等
構造計算書	同上
数量計算書	同上
報告書	同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書 等
その他調査成果報告書	関係機関協議結果 等

- 1) 本業務の成果品の納品は、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、近畿地方整備局が用意した電子納品保管管理システムへのオンラインによる納品を原則とする。オンラインによる納品が実施できない場合は、近畿地方整備局と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

【情報共有システムを活用する業務】

※【電子納品に関する各種要領及びチェックシステムについては、国土技術政策総合研究所の下記ホームページアドレスからダウンロードできる。】

ホームページアドレス：<http://www.cals-ed.go.jp/>

- 2) 設計図面の作成にあたっては、「C A D製図基準」に準拠して作成しなければならない。
- 3) 数量計算は「土木工事数量算出要領（近畿地方整備局）」に基づき作成するものとする。
- 4) 数量の集計にあたっては下記のとおり行うものとする。

- ①数量の算出結果は、所定の数量集計表様式（案）（以下「数量集計表」という。）に基づき成果報告書にとりまとめるものとする。
- ②数量集計表は、「土木工事数量算出要領」に基づき、近畿地方整備局の指示するファイル形式で作成するものとする。
- ③提出する成果品は、「設計等共通仕様書」第 6517 条成果品一覧表に定めるものその他、次のものを提出するものとする。

○数量集計表

- 5) 「設計等共通仕様書」第 1209 条（設計業務の条件）の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

- ① 建設汚泥について

事業者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成 18 年 6 月）の趣旨に配慮し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。

- 6) 公開用成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報については、近畿地方整備局との協議に基づきマスキング措置を行い、公開用成果品を別途とり

まとめること。なお、公開用成果品は最終成果の電子データ内に別データとしてとりまとめること。

(7) 資料の貸与及び返却

設計業務に必要な以下の資料を貸与する。

- ・大阪国道北部管内電線共同溝設計業務

(8) 設計協議

調査・設計業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

1) 主要段階での打合せ（実施時期は適宜）

- ① 業務計画書作成時（業務着手時）
- ② 関係機関等協議着手前
- ③ 工事発注計画時

要求水準に変更の必要が生じた場合に実施。

2) 成果完成時の打合せ

(9) 土地への立ち入り等

- 1) 業務の実施に伴う植物の伐採、かき・さく等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失は事業者の負担とする。
- 2) 現地調査を実施する場合、調査員のうち1人は必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
- 3) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 4) 身分証明書の内容については事業契約に基づく業務を行うものであるとの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、近畿地方整備局が交付するものとする。
- 5) 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者とする。ただし調査員の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 6) 強制立入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。

(10) 既存ストックの活用検討

既存ストック（占用者が所有する管路・マンホール（電力、通信）等の既存施設）の活用について検討すること。

また、事業対象区域において既存ストックを活用する場合は、その内容について近畿地方整備局と協議すること。

(11) 再委託

- 1) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。本業務における「主たる部分」は、「設計等共通仕様書」第1128条(再委託)第1項に規定するものとする。
- 2) 本業務における契約書に規定する「軽微な部分」は、「設計等共通仕様書」第1128条第2項に規定する部分とする。
- 3) 業務の一部(主たる部分を除く)を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4) 前項の規定は、「設計等共通仕様書」第1128条第2項に示す簡易な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 5) 3) の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

(12) 合同現地踏査

近畿地方整備局及び事業者は、合同で現地踏査を実施するものとする。実施時期については、業務着手後速やかに行うことを原則とし、実施時期の変更、再度の合同現地踏査が必要な場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、近畿地方整備局と事業者間で相互に確認するものとする。なお、合同現地踏査は、1回の実施を想定している。

(13) 保険加入

事業者は、「設計等共通仕様書」第1139条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。ただし、近畿地方整備局からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。なお、当該被保険者証の写しを提示する際は当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことはない。

(14) 留意事項

事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに近畿地方整備局から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。なお、設計の検討内容について、近畿地方整備局から説明を求められた場合は、事業者は、その必要に応じて隨時聴取を受けるものとする。

(15) その他

業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに近畿地方整備局と協議のうえ決定するものとする。成果品納入後、誤りがあった場合は、速やかに訂正し、近畿地方整備局に提出すること。

2. 事前調査業務

事業者は、事業契約締結後、速やかに現地踏査及び試掘調査を実施するとともに、必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行するものとする。

(1) 現地踏査

- 1) 事業者は、詳細設計業務の実施にあたり、「大阪国道北部管内電線共同溝設計業務」の設計図及び道路台帳等をもとに現地調査を行い電線共同溝・情報B O X等の設置位置の把握を行うものとする。
- 2) 情報B O X等の設置位置の確認結果については、下記の「地下埋設物確認表」及び位置等のわかる図面（測量成果）、写真等の資料を添付して近畿地方整備局に報告すること。

表一 地下埋設物確認表

地下埋設物	位置	確認方法	現場確認者	現場状況特記事項
情報B O X		試掘	○○ ○○	(確認日 : R○. ○○. ○○)

(2) 試掘調査

- 1) 試掘調査

「大阪国道北部管内電線共同溝設計業務」の検討内容を詳細設計に反映できない箇所においては、詳細設計に先立ち、試掘調査等を行い、本調査結果を基に特殊部設置箇所や管路線形等を決定すること。なお、試掘に際して交通の安全確保が必要な場合、交通誘導警備員の配置については下表のとおりとし、資格については、第3章3.(8)に準じるものとする。

表一 交通誘導警備員配置表

配置場所	交通誘導警備員	交通誘導警備員の編成	昼夜別	交替要員	交替要員の編成
工事規制区間 箇所	3名/日	交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 2名	夜間	1名/日	交通誘導警備員A 1名

- 2) 電線共同溝・情報B O X等の埋設管路等の事故防止

① 本工事は、情報ボックス（電線共同溝、道路管理用光ファイバーケーブル）の近隣工事であるため、「共同溝等管理マニュアル」に基づき、施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記載するものとする。

- ・設備事故防止管理者
- ・埋設箇所の確認方法（地中探査機含む）
- ・近接部の工事施工方法（仮設計画含む）
- ・作業上の留意事項及び作業員への周知方法
- ・事故発生時の連絡体制及び即応体制

- ・その他必要な事項

また、試掘が必要な場合、近畿地方整備局及び占用企業者の立会を求め試掘を行い、埋設位置を確認すること。

- ② 情報B O X等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面（測量成果）、写真等の資料を添付して近畿地方整備局に報告すること。

表一 地下埋設物確認表

地下埋設物	位 置	確認方法	現場確認者	現場状況特記事項
情報B O X		試掘	○○ ○○	(確認日：R○. ○○. ○○)

3. 詳細設計業務

（1）基本的な考え方

詳細設計の基本的な考え方を以下に示す。

- 1) 詳細設計は、既存設計成果である「大阪国道北部管内電線共同溝設計業務」を参考とし、事前調査業務にて実施する試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させ実施すること。
- 2) 始点部においては、既存の高槻今城電線共同溝と接続する計画とすること。

（2）設計条件の整理

電線共同溝利用者が作成した配線計画図を基に、ケーブル条数、径などを区間別に整理すること。また、将来の道路計画について把握し、問題点を整理すること。

- 1) 詳細設計においては、「大阪国道北部管内電線共同溝設計業務」において計画した配線計画図をもとに、区間ごとの管路配置や、特殊部の配置を行うこと。
- 2) 電線共同溝設計時に道路復旧について以下の事項を近畿地方整備局及び関係機関等と協議し、設計に反映すること。
 - ・照明設備等の計画、舗装の形式
 - ・道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入口、盤下げ、道路排水の変更等の事項
 - ・その他関連事業の有無
- 3) 歩道部内は既設埋設物が多く存在していることから、特殊部設置箇所においては、試掘調査等を行い、特殊部設置箇所を設定すること。
 - ・既設占用物は迂回するなど、支障移転は可能な限り発生しないよう求めるが、やむを得ない場合は、詳細設計時に、関係機関と協議・調整を行い、支障移転の計画とすること。
 - ・工法は、国土交通省等で検討が進められている無電柱化整備の低コスト手法に基づき、導入可能な手法について、近畿地方整備局及び関係機関との協議・調整を行いながら詳細設計に反映し、コスト縮減を図ること。

(3) BIM/CIM活用業務について

本業務は、BIM/CIM適用業務である。詳細については、近畿地方整備局及び事業者間で協議し、以下の1)～3)により実施する。

事業者が希望する場合、活用内容を提案することができる。BIM/CIM適用業務に要する費用については、当初は計上していない。近畿地方整備局及び事業者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

1) BIM/CIM実施計画書の作成

3次元モデルの活用について、以下の内容を近畿地方整備局及び事業者間で協議し、BIM/CIM実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、近畿地方整備局及び事業者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

- ①3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- ②3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等）
- ③3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- ④3次元モデルの作成担当者
- ⑤3次元モデルの作成・活用に要する費用

2) BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM実施報告書を作成する。

- ①3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- ②作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- ③後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- ④成果物
- ⑤その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

3) 成果の納品

BIM/CIM実施計画書（変更含む）、BIM/CIM実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。

(4) 電線共同溝詳細設計

1) 設計条件は下記のとおりとする。

- ① 設計延長 約2.0km（道路延長：約1.0km）
- ② 標準内空断面 設計対象とする。
- ③ 仮設設計の施工条件 設計対象とする。

- ④ 舗装厚 車道 5 cm (表層)、歩道 4 cm (表層)
- ⑤ 管路部設計
既設埋設物件の状況等により、応力計算が必要となった場合は、別途設計するものとする。交差点縦横断部については、開削工法以外の工法についても検討するものとする。
- ⑥ 特殊部設計
既設埋設物件の状況等により、応力計算が必要となった場合は、別途設計するものとする。
- ⑦ 地上機器部設計
既設埋設物件の状況等により、応力計算が必要となった場合は、別途設計するものとする。
- ⑧ 仮設構造物設計
応力計算を必要としない掘削深さ 2.0m程度の仮設構造物設計は、施工計画に含むものとする。
- 2) 電線共同溝の設計にあたっては、「大阪国道北部管内電線共同溝設計業務」の成果を参考に占用業者等との調整を図ること。なお、特殊部及び連系管については、以下にも留意すること。
- ① 特殊部
地上機器については、「大阪国道北部管内電線共同溝設計業務」成果を基に占用業者等との調整を図り、設置位置等を決定すること。
- ② 連系管・連系設備
連系管・連系設備の立上り位置調整と、近畿地方整備局以外の道路管理者の管理道路への連系設備等に関する調整を行う。なお、連系管・連系設備を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。
- 3) 安全かつ円滑な交通環境の形成を図るため、道路利用者に適切な視環境を提供する照明設備等を設置すること。また、本事業の対象区間道路においては、「大阪国道北部管内電線共同溝設計業務」の照明計画を基に交差点照明に関する詳細設計を実施すること。
- 4) 設計区間に地下埋設物が近接するので仮設工法の検討に際して留意するものとする。
- 5) 支障物件の移設等に考慮した施工計画を作成するものとする。
- 6) 関係機関との協議用・説明用として作成する資料は下記のとおりとする。なお、作成にあたっての詳細は近畿地方整備局の指示によるものとする。
- ① 関係機関
全体一般図、全体計画図

4. 調整マネジメント業務（設計段階）

（1）一般事項

事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について近畿地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施すること。

（2）業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（設計段階）実施にあたり、次の（3）から（8）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、近畿地方整備局へ提出する。

（3）事業説明、地元・関係者機関調整等

事業者は、地域住民及び地権者に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については近畿地方整備局及び市役所と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保することとする。

なお、説明会の周知方法については、近畿地方整備局が市役所の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。

（4）支障物件等調査及び移転協議

事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。なお、占用者等への協議は事前に協議内容を近畿地方整備局と協議した上で行うものとする。

（5）占用業者等との電線共同溝の協議

事業者は、詳細設計について、以下に挙げる占用業者等と協議したうえで設計図書を作成するものとする。

関西電力送配電（株）

N T T インフラネット（株）

（株）ジェイコムウェスト

（株）オプテージ

公安委員会

道路管理者

（6）占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議

事業者は、詳細設計にあたり、前項の占用業者等と協議した上で引込管、連系管・連系設備の設計を行うとともに、引込設備の設計を依頼するものとする。また、電線共同溝と引込設備の同時施工について、調整を行うこと。

(7) 道路標識、道路照明、信号等の計画調整

事業者は、道路標識、道路照明、信号等の計画について、道路管理者及び警察と調整を行うものとする。

(8) 関係機関協議結果等のとりまとめ

調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、近畿地方整備局に提出するものとする。

第3章 工事業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、詳細設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設の工事を行うこと。なお、事業者は、工事に支障となる既存施設の移設・解体撤去・復旧等を行うこと。

事業者は、工事業務期間中に電線管理者や関係機関、地域住民等と必要な調整を行うものとし、本施設の完成後、施設の所有権移転を行うものとする。

「土木工事共通仕様書」及び「電気通信設備工事共通仕様書」の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は、改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合はこの限りではない。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。

- 1) 事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業務は、事業契約書において近畿地方整備局が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- 2) 工事業務の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。
- 3) 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- 4) 工事業務期間中の工事用電力、用水等については事業者の負担とする。
- 5) 事業者は、工事着工前に、工期及び工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、近畿地方整備局に提出して、確認を得ること。提出書類の内容については、「土木工事共通仕様書」及び本要求水準書に準拠すること。
- 6) 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。
- 7) 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- 8) 事業者は、近畿地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- 9) 近畿地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、隨時事業者に確認できるものとする。
- 10) 事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許

認可等の書類の写しを近畿地方整備局に提出すること。

- 1 1) 事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めること。
- 1 2) 建設にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。

(3) 業務期間

事業者は、令和15年3月末までに本施設の完成・引渡しの工事業務を完了すること。

また、路上工期抑制期間は、大阪国道事務所ホームページ「路上工事抑制」による。

(4) 配置技術者

- 1) 主任技術者又は監理技術者については、第一次審査提出書類に記載された配置予定技術者を工事期間中当該工事の現場に専任で配置すること。なお、下記に該当する場合で近畿地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。
 - ①傷病により職務の遂行ができないと判断された場合
 - ②死亡した場合
 - ③退職した場合
 - ④真にやむを得ない理由により転勤となる場合
 - ⑤出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合
 - ⑥近畿地方整備局の責により工期延期となる場合
 - ⑦工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して従事した場合
- 2) 配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件を満足し、かつ第一次審査提出書類に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の配置技術者のC O R I N Sへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、上記1) ⑦により配置技術者を変更する場合は新旧技術者の引継期間について近畿地方整備局と協議するものとする。

(5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

- 1) 事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、近畿地方整備局と事業者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者又は現場代理人の工事現場への専任を要しない。
- 2) 工事完成後、完成（引渡）検査が終了し（近畿地方整備局の都合により完成（引渡）検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、近畿地方整備局と事業者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、完成（引渡）検査が

終了した日は、近畿地方整備局が工事の完成を確認した旨、事業者に通知した日とする。

(6) 完成検査及び完成（引渡）検査

事業者による完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。

1) 事業者による完成検査

- ① 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査（導通試験を含む）を実施するものとする。
- ② 事業者による完成検査の実施については、それらの実施日の7日前までに近畿地方整備局に書面で通知するものとする。
- ③ 事業者は、前項の報告終了後、速やかに近畿地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。

2) 完成（引渡）検査

- ① 近畿地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成（引渡）検査を実施するものとする。
- ② 完成（引渡）検査は、事業者の立会のもとに実施する。
- ③ 完成（引渡）検査は、近畿地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した施工記録との照合により実施する。
- ④ 事業者は、近畿地方整備局の行う完成（引渡）検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成（引渡）検査時の手続きと同様とする。
- ⑤ 事業者は、近畿地方整備局による完成（引渡）検査後、是正・改善事項がない場合には、近畿地方整備局から完成（引渡）検査完了の通知を受けるものとする。

(7) 工事完成図書

電子納品にかかる成果品の作成については、「工事完成図書の電子納品等要領」、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」、「オンライン電子納品実施要領」に基づき納品すること。

オンライン電子納品は、近畿地方整備局が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とするが、オンラインによる納品が実施できない場合は、近畿地方整備局と協議の上、電子媒体（基本的にCD-RまたはDVD-Rで2部）に格納して納品するものとする。

工事写真については電子媒体（基本的にCD-RまたはDVD-R）で1部提出する。

また、データが大容量となる場合は、近畿地方整備局と事業者の協議によりBD-Rを使用することも可能。ウイルス対策を実施した上で提出すること。

※【電子納品に関する各種要領及びチェックシステムについては、国土技術政策総

合研究所の下記ホームページアドレスからダウンロードできる。】

(<http://www.cals-ed.go.jp/>)

なお、道路工事完成図等の作成にあたっては上記による他、「道路工事完成図書の作成要領（第2版）」（平成20年12月）によるものとする。

（8）工事完成図書の提出

1) 道路管理関係台帳

本工事は、道路管理関係台帳の整備・作成の対象工事であり、事業者は、道路管理関係台帳の整備・作成を行うものとする。なお、作業内容・様式は近畿地方整備局の指示によるものとする。

2) 道路施設台帳

本工事は、道路施設台帳の作成対象工事であり、事業者は、以下に基づき道路施設台帳を作成し、近畿地方整備局に提出するものとする。

① 道路施設台帳整備対象工種は以下のとおりとする。

区分	台帳番号	台帳名	区分	台帳番号	台帳名
道路構造	C020	縦断勾配台帳	附属物及び附帯施設	E060	道路情報板台帳
	C030	平面線形台帳		E070	交通遮断機台帳
	C050	舗装台帳		E080	I.T.V台帳
	C060	道路交差点台帳		E090	車両感知器台帳
	C070	鉄道交差点台帳		E100	車両諸元計測施設台帳
	C080	歩道及び自転車歩行者道台帳		E110	気象観測施設台帳
	C090	独立専用自歩道台帳		E120	災害予知装置台帳
	C100	中央帯台帳		E130	自動車駐車場台帳
	C110	環境施設帶台帳		E140	自転車駐車場台帳
構造物	D010	橋梁台帳		E150	雪崩防止施設台帳
	D020	橋側歩道橋台帳		E160	落石防止施設台帳
	D030	横断歩道橋台帳		E170	消雪パイプ台帳
	D040	トンネル台帳		E180	ロードヒーティング台帳
	D050	洞門台帳		E190	除雪ステーション台帳
	D060	スノーシェッド台帳		E200	防災備蓄倉庫台帳
	D070	地下横断歩道台帳		E210	共同溝台帳
	D080	道路B.O.X台帳		E220	C.A.B電線共同溝台帳
	D090	横断B.O.X台帳		E230	植栽台帳
	D100	パイプカルバート台帳		E240	遮音施設台帳
	D120	擁壁台帳		E250	遮光フェンス台帳
	E010	防護柵台帳		E260	距離標台帳
附帯施設	E020	道路照明台帳		E270	流雪溝台帳
	E030	反射式視線誘導標台帳		E320	路側放送台帳
	E040	自光式視線誘導標台帳		E330	光ケーブル台帳
	E050	道路標識台帳		E350	ビーコン台帳

- ② 道路施設台帳の作成は、別に定める「道路施設台帳作成要領（案）」によるものとする。
- ③ 現道に係わる工事及び重要構造物等で道路管理データベースに登録済みの既往道路台帳がある場合は、近畿地方整備局の貸与を受けてこれを追加修正するものとする。
- ④ 道路施設台帳に係わる提出物として、以下のものを近畿地方整備局に提出するものとする。なお、道路施設台帳を近畿地方整備局に提出しなければならない。
1. 道路施設台帳総括表
 2. 道路施設台帳
 3. イメージデータ（現況写真及び一般図や平面図等の図面類）
 4. 工事箇所図

3) 工事完成図等

本工事は、道路工事完成図等作成の対象工事である。事業者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料 平成 20 年 12 月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。事業者は本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。道路工事完成図の作成にあたっては「C A D 製図基準（平成 29 年 3 月版）」を適用することとする。

提出資料

【電子データ（CD入り）】

- ・完成平面図：S X F データ（拡張子. P21）
- ・完成縦断図：S X F データ（拡張子. P21）
- ・完成平面図：属性XMLデータ（拡張子. saf）

※又はこれらを圧縮したデータ（拡張子. P2Z）

【出力資料「道路工事完成図等作成要領（第 2 版）」P73 参照】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

4) 電子納品にかかる成果品の作成については、「工事完成図書の電子納品等要領」、「電子納品等運用ガイドライン【工事編】」、「オンライン電子納品実施要領」に基づき納品すること。オンライン電子納品は、近畿地方整備局が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とするが、オンラインによる納品が実施できない場合は、近畿地方整備局と協議の上、電子媒体（基本的に C D - R 又は D V D - R で 2 部）に格納して納品するものとする。工事写真については電子媒体（基本的に C D - R 又は D V D - R で 1 部）で提出する。また、データが大容量となる場合は、近畿地方整備局と事業者の協議により B D - R を使用することも可能とする。いずれもウイルス対策を実施した上で提出すること。

※【電子納品に関する各種要領及びチェックシステムについては、国土技術政策総合研究所の下記ホームページアドレスからダウンロードできる。】

ホームページアドレス：<http://www.cals-ed.go.jp/>

なお、道路工事完成図等の作成にあたっては上記による他、「道路工事完成図書の作成要領（第 2 版）」（平成 20 年 12 月）によるものとする。

(9) 打合せ

工事業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

(10) 工事工程の共有

事業者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、近畿地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「近畿地方整備局」又は「事業者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に近畿地方整備局と事業者間で共有することとし、近畿地方整備局は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 近畿地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（A S P）の機能を活用するものとする。

また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

(11) 週休2日対象工事

- 1) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の月単位の週休2日化を促進する試行工事（土日閉所指定型）であり、当初の設計（予定）価格には月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正を行っている。
- 2) 事業者は、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載するものとする。事業者は、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日における現場閉所の取得状況及び対象期間内における年度単位の現場閉所率を記録し、毎年度末までに報告すること。近畿地方整備局は、休日における現場閉所の取得状況及び現場閉所率を施工時適宜把握し、週休

2日の取組状況が十分でない場合は、近畿地方整備局と事業者双方において要因を確認し、週休2日が達成できるよう改善に取り組むものとする。なお、CCUS活用工事は、CCUSの就業状況資料等を活用し報告することも可能とする。

- 3) 対象期間のうち、施工計画書で定めた土曜日・日曜日及び祝日を予定どおり現場閉所した工事については、工事成績評定の加点対象とする。なお、提出された計画工程表等が「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」の取組を前提としていないなど、明らかに事業者側に「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績を減ずる措置を行うものとする。
- 4) 週休2日相当の対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、近畿地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（労働基準法第33条に該当すると認められる場合など）は含まない。
- 5) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- 6) 費用補正に係わる現場閉所率は、対象期間内の現場閉所日数の割合から算出し、考え方は、次のとおりとする。
 - ① 月単位の週休2日（4週8休以上）

全ての月で現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%以上）を達成しているものとみなす。

また、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%以上の月であっても、その月の土曜日・日曜日の合計日数未満の閉所の場合には、4週8休（28.5%以上）を達成していないものとみなす。
 - ② 通期の週休2日（4週8休以上）

現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 7) 週休2日の確保にあたり必要となる経費の補正係数については、現場閉所率における達成状況より計上を行う。なお、労務費などの構成が明らかとなっていない見積単価等については、補正の対象としない。ただし、現場閉所率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき契約代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通行きの週休2日の補正係数を除した変更を行う者とする。

【月単位の週休2日（4週8休以上）】

- ・労務費 1. 04
- ・機械経費（賃料） 1. 02
- ・共通仮設費率 1. 03
- ・現場管理費率 1. 05
- ・市場単価方式 次表
- ・土木工事標準単価 次表

【通常の週休2日（4週8休以上）】

- ・労務費 1. 02
- ・機械経費（賃料） 1. 02
- ・共通仮設費率 1. 02
- ・現場管理費率 1. 03
- ・市場単価方式 次表
- ・土木工事標準単価 次表

表一 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付杵工		1.01	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

表一 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエスチル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームプラス工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03

【4週8休未満】

- ・補正なし

(12) 土木工事における近畿地方整備局と事業者の業務効率化の実施

- 1) 本工事においては、工事施工中に事業者から近畿地方整備局へ提出を求める工事書類及び工事完成時に工事の成果品として事業者から近畿地方整備局へ納品を求める工事完成図書を明確化することにより、現場着手前から工事目的物の引渡までの近畿地方整備局の検査及び事業者の業務の効率化を図るものとする。
- 2) 工事書類の提出は、「工事関係書類一覧表」に基づき実施するものとする。
- 3) 工事書類の提出は、「工事関係書類一覧表 (https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousyu/technical_information/gijutsukanri/index.html)」により、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」について「事前協議」するものとする。また、「事前協議」の内容を変更する場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。
- 4) 3)において電子決裁によることとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。
- 5) これらに定められていない場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

(13) 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）

1) 内容

事業者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑯については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 便房内寸法 900×900 mm以上（面積ではない）
- ⑬ 擾音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

事業者は、1) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について近畿地方整備局と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑪の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3) その他

快適トイレの手配が困難な場合は近畿地方整備局と協議の上、本条項の対象外とする。

（14）熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

- 1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事である。
- 2) 事業者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中における真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。
- 3) 真夏日とは日最高気温が 30°C 以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30°C 以上の場合とする。なお、WBGT を用いて真夏日を計測する場合は、WBGT が 25°C 以上となる日数を真夏日とみなす。
- 4) 工期とは、工事着手日から工事完成までの日数をいう。ただし、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- 5) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日日数} \div \text{工期}$$

（15）デジタル工事写真的小黒板情報電子化について

デジタル工事写真的小黒板情報電子化は、近畿地方整備局と事業者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的

記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の 1) から 4) の全てを実施することとする。

1) 対象機器の導入

事業者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準（令和 6 年 4 月）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。また、事業者は近畿地方整備局に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社) 施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

事業者は、1) の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和 6 年 4 月）「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和 6 年 4 月）及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）に準ずるが、2) に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和 6 年 4 月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

事業者は、2) に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に近畿地方整備局へ納品するものとする。なお納品時に、事業者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて近畿地方整備局へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、近畿地方整備局が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したもので
もよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

(16) 工事版ウィークリースタンス取組実施について

本工事は、建設業界の働き方改革を推進し、休日の取得・長時間労働の改善に向け、下記のウィークリースタンス実施項目に取り組むものである。

- 1) 休日明け日（月曜日等）は工事書類等の作成等の期限日としない。
- 2) 勤務時間外に工事書類等の作成等の依頼をしない。
- 3) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- 4) 昼休みや午後5時以降の打合せ・立会を行わない。
- 5) 工事施工中の打合せはWeb会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の内容や特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、近畿地方整備局と事業者で協議のうえ、決定する。

(17) 電線共同溝・情報BOX等の埋設管路等の事故防止

- 1) 本工事は、情報ボックス（電線共同溝、道路管理用光ファイバーケーブル）の近隣工事であるため、電線共同溝・情報ボックス管理マニュアルに基づき、施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記載するものとする。

- ・設備事故防止管理者
- ・埋設箇所の確認方法（地中探査機含む）
- ・近接部の工事施工方法（仮設計画含む）
- ・作業上の留意事項及び作業員への周知方法
- ・事故発生時の連絡体制及び即応体制
- ・その他必要な事項

また、試掘が必要な場合、近畿地方整備局及び占用企業者の立会を求め試掘を行い、埋設位置を確認すること。

- 2) 情報BOX等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面（測量成果）、写真等の資料を添付して近畿地方

整備局に報告すること。

表一 地下埋設物確認表

地下埋設物	位置	確認方法	現場確認者	現場状況特記事項
情報BOX		試掘	〇〇 〇〇	(確認日: R〇〇. 〇.〇)

(18) 諸経費動向調査

本工事が諸経費動向調査の対象工事となった場合は、近畿地方整備局の指示する調査要領等に基づき調査票の作成を行うものとする。

調査票は工事終了後速やかに提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

(19) 建設現場における遠隔臨場の実施について

1) 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、事業者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や近畿地方整備局における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」の内容に従い実施する。

なお、通信環境が整わない現場において「低軌道周回衛星インターネットサービス」の活用により通信環境が確保できる場合は遠隔臨場の対象とするものとする。

2) 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件(通信障害、悪天候等)により遠隔臨場の適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、近畿地方整備局と事業者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。事業者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)』別紙1~3を参考とする。

3) 実施内容

① 段階確認・材料確認、立会での確認

事業者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声を、Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

② 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は事業者が手配、設置するものとする。これによらない場合は近畿地方整備局等と協議し、決定するものとする。

③ 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に近畿地方整備局と事業者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、近畿地方整備局等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は近畿地方整備局と事業者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

④ 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、近畿地方整備局の指示による。

⑤ 費用

遠隔臨場にかかる費用については、当初は計上していないため、近畿地方整備局と協議し、設計変更の対象とするものとし、技術管理費に積上げ計上する。

⑥ 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準令和5年3月3日(国不建第578号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(20) 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1) 本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」(令和2年9月14日、関係省庁申合せ)に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、近畿地方整備局と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

- ① インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。
 - ② インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止し、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。
- 2) 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、近畿地方整備局と協議すること。

(21) 夜間施工に伴う建設副産物の処理方法

夜間施工に伴い発生する建設副産物の処分については、夜間に受入可能な処分先に直接運搬するものとする。なお、事業者の都合により仮置きを行う場合については、近畿地方整備局と協議するものとする。

(22) 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

(23) 道路照明設備

道路照明設備については、関係機関と調整が整えば追加施工する予定である。

(24) BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM適用工事（発注者指定）である。詳細については、近畿地方整備局及び事業者間で協議し、1)～3)により実施する。

事業者が希望する場合、近畿地方整備局が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。BIM/CIM適用工事に要する費用については、当初は計上していない。近畿地方整備局と事業者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

1) BIM/CIM実施計画書の作成

3次元モデルの活用について、以下の内容を近畿地方整備局と事業者間で協議し、BIM/CIM実施計画書を作成する。内容に変化が生じた場合は、近畿地方整備局及び事業者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- ①3次元モデルの活用（実施内容、期待する効果等）
- ②3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性の情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等）
- ③3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- ④3次元モデルの作成担当者
- ⑤3次元モデルの作成・活用に要する費用

2) BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM実施報告書を作成する。

- ①3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- ②作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- ③後階段への引継事項（対応する無償ビューワーの一種、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- ④成果物
- ⑤その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへ

の技術開発提案事項等)

3) 成果の納品

BIM/CIM実施計画書（変更含む）、BIM/CIM実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。

2. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

事業者は、電線共同溝の建設に係る工事の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物及び既存の歩道（舗装・縁石含む）・付属施設等の移設・解体撤去及び復旧を行うこと。なお、業務実施に際して、事業者は以下の事項に留意すること。

- 1) 試掘調査等の結果を踏まえ、支障物件の種類、範囲等を記入した移設計画平面・横断図を作成し、占用業者に移設箇所、位置等の確認を行うこと。
- 2) 当該工事施工後は速やかに舗装の仮復旧を行い、車両及び歩行者の安全な通行を確保すること。

3. 工事業務（特記事項）

（1）施工計画書

事業者は、本工事において提案された技術評価項目（付帯条件を付された提案を除く）について、施工計画書に技術提案及び施工能力等を記載し、近畿地方整備局に提出した上で履行すること。

ただし、事業者の責めによらない条件変更等により提案された技術評価項目が履行できない場合で、近畿地方整備局の承諾を得たものはこの限りでない。

（2）コリンズ（CORINS）への登録（第1編1-1-6）

1) コリンズへの位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 大阪府高槻市今城町26地先 緯度 34° 50' 35" 経度 135° 35' 47"

終点 大阪府高槻市宮田町1丁目地先 緯度 34° 50' 17" 経度 135° 35' 11"

2) コリンズへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

本工事は、一般国道171号における、電線共同溝工事である。

主な工種は電線共同溝工であり、それぞれ2,000mを予定している。

(3) 工事現場発生品（第1編1-1-19）

1) 在来施設の撤去により生じた現場発生品は、下記の場所まで運搬のうえ引渡しするものとし、引渡しに際しては分別解体を行うものとする。

分別解体の有無など詳細については近畿地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。

現場発生品	引渡場所
横断防止柵、グレーチング蓋、VU管	枚方計量所資材置場 (大阪府枚方市北山1丁目地先)

なお、上記以外の材料が発生した場合は、近畿地方整備局の指示によるものとする。

(4) 建設副産物（第1編1-1-20）

1) 建設発生土の搬入

本工事における建設発生土の受入先については、現在調整を行っているところであり、当初は下記を想定しているため、設計図書等について近畿地方整備局と事業者間で協議を行い、設計変更の対象とする。なお、協議により決定した受入先については、変更しないものとする。

受入施設	所在地	運搬距離	備考
(株) 六車	大阪府茨木市豊川2-1-27	6.2km	有償による受入施設

※受入施設とは、国土交通省が定めた「リサイクル原則化ルール」の趣旨に則り、建設発生土の有効活用がなされている施設をいう。

2) 搬路補修等

搬路の補修及び建設発生土受入れ地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。

3) 建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付

事業者は、建設リサイクル法第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を近畿地方整備局より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は近畿地方整備局と協議の上決定するものとする。

4) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置

① 本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、

近畿地方整備局が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。なお、近畿地方整備局と事業者の間における確認については下記ホームページに掲載している工程毎の作業内容及び解体方法によるものとする。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/>

a) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

b) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
アスファルト塊（掘削） 【夜間】 (電線共同溝) アスファルト塊（掘削） 【夜間】	京都合碎(株)	京都府京都市伏見区横大路松林町 18番地の 1、19番地	平日・祝日（昼間）：8時00分～17時00分 平日・祝日（夜間）：17時00分～7時00分 土曜、日曜受入不可。 最大寸法の制限：コン塊、アス塊等は50×50cm以下に限る。 ヒビ割れ防止シートの混入は不可。（除去の必要がある場合は別途費用が必要）
コンクリート塊（有筋） 【夜間】 コンクリート塊（無筋） 【夜間】	リサイクル (協)	大阪府茨木市泉原650 番1ほか6 筆	平日・土曜：8時00分～17時00分 日曜・祝日：事前協議にて受入可能。 夜間受入は事前協議にて可能。

※上記 b) については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。なお、事業者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、事業者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

② 事業者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づく事項を書面に記載し、近畿地方整備局に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン」（平成14年5月）に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

（再生資源利用計画）

事業者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して近畿地方整備局に提出しなければならない。また、事業者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（受領書の交付）

事業者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法

令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画)

事業者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して近畿地方整備局に提出しなければならない。

また、事業者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等)

事業者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更について近畿地方整備局等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

事業者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

事業者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、近畿地方整備局から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(舗装の切断作業に伴う泥水の処理)

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については設計変更できるものとする。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（事業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、事業者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、近畿地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。

(混合廃棄物の現場分別等による減量化)

本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃棄物の減量化を図るものとする。また、混合廃棄物の減量化等を実施した内容について書面で近畿地方整備局に報告するものとする。なお、現場における混合廃棄物の分別については「現場分別マニュアル（案）」（近畿地方整備局 H22.3）

（https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/by_product/bunbetsu.pdf）を参照されたい。

（5）施工管理（第1編1-1-25）

1) 品質管理試験

- ① 本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
- ② 本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、下記の通りとする。

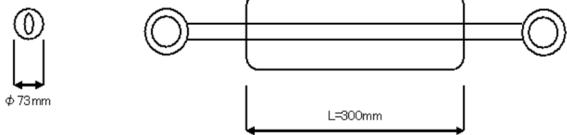
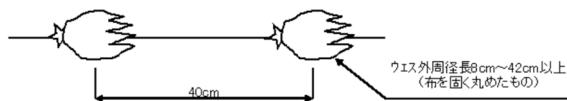
工種		実施する場合の頻度	規格値	試験方法
フィルター層	粒度	施工前	0.075 mm通過量 6%以下	舗装調査・試験法便覧
下層路盤	締固め度	1000 m ² に1個	最大乾燥密度の93%以上	舗装調査・試験法便覧
表層 加熱 アスファルト 混合物	外観	随時		観察
	温度	随時		温度計
	粒度	印字記録：全数 又は、 抽出・ふるい分け試験：1～2回/日	印字記録の場合〔注〕参照 ふるい分け試験の場合 2.36 mm：±15%以内 75 μm：±5%以内	舗装調査・試験法便覧
	アスファルト量	印字記録：全数 又は、 抽出・ふるい分け試験：1～2回/日	印字記録の場合〔注〕参照 抽出試験の場合－0.9%以内	
	締固め度	1000m ² に1個	基準密度の94%以上	
	現場透水	1000m ² に1箇所	400m ³ /トロ／15sec 以上	

2) 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとするが、次の工種については、次表のとおりとする。

工種	種別	試験項目・品質規格																																																
電線共同溝工 管路工 (電力管路)	施工後	導通性	下図のとおり取り付けた鉛製の試験棒がスムーズに通過し、且つ通した試験棒に損傷が認められないこと。																																															
			<p>試験棒取り付け標準図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>呼称 (mm)</th> <th>l(mm)</th> <th>L(mm)</th> <th>D(mm)</th> <th>r(mm)</th> <th>d(mm)</th> <th>適用管 径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>70</td> <td>650</td> <td>820</td> <td>70</td> <td>1/2 · D</td> <td>-</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>75</td> <td>650</td> <td>950</td> <td>75</td> <td>1/2 · D</td> <td>-</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>95</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>95</td> <td>1/2 · D</td> <td>80+5</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>120</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>120</td> <td>1/2 · D</td> <td>80+5</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table> <p>※D部分が5mm減ればすぐに付け替える。</p>								種別	呼称 (mm)	l(mm)	L(mm)	D(mm)	r(mm)	d(mm)	適用管 径(mm)	1	70	650	820	70	1/2 · D	-	75	2	75	650	950	75	1/2 · D	-	80	3	95	1,000	1,300	95	1/2 · D	80+5	100	4	120	1,000	1,300	120	1/2 · D	80+5	125
種別	呼称 (mm)	l(mm)	L(mm)	D(mm)	r(mm)	d(mm)	適用管 径(mm)																																											
1	70	650	820	70	1/2 · D	-	75																																											
2	75	650	950	75	1/2 · D	-	80																																											
3	95	1,000	1,300	95	1/2 · D	80+5	100																																											
4	120	1,000	1,300	120	1/2 · D	80+5	125																																											
	施工中	導通性	整備状況等により片側が閉穴する場合は、閉穴する前(埋戻し前)に試験をすること。																																															

なお、幹線部以外で上記により難い場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

工種	種別	試験項目・品質規格	
電線共同溝工 管路工 (通信管路)	施工後	導通性	<p>① 斜線の75mmの管材については、Φ73mm、L=300mmのマドレルが「スムーズ」に通過すること。</p>  <p>② 50mmの管材については、最小外周長13cm以上のウェスが通過すること。</p> <p>③ 25mmの管材については、最小外周長6cm以上のウェスが通過すること。</p> <p>④ フリーアクセス管(150mm)については、最小外周長42cm以上のウェスが通過すること。</p> <p>⑤ 75mmの立上管路については、最小外周長23cm以上のウェスが通過すること。</p> <p>⑥ 上記①～⑤の通過性能の確認に用いるウェスは、ウェスを40cm間隔で2箇所取り付けたものであること。</p>  <p>⑦ ホテイー管内さや管については、50mmに対し外径33mm、30mmに対し外径20mmでL=5.0mのケーブルストッパーが通過すること。</p>
	施工中	導通性	整備状況等により片側が閉穴する場合は、閉穴する前（埋戻し前）に試験をすること。

3) i-Constructionロゴマークの使用について

i-Construction 推進の一環として、本工事において仮囲いや工事等看板・建設機械・ヘルメットなどへ i-Construction ロゴマークを積極的に表示する等事業者は可能な範囲で協力をを行うものとする。なお、i-Construction ロゴマーク表示等の要する費用については設計変更の対象としない。

4) I C T 活用について

- ① 本工事は、当初 I C T （舗装工）活用対象工事として定めていないが、事業者の提案・協議により I C T の活用を図り、建設現場のプロセス全体の最適化を図る一環として、I C T 施工技術を活用する工事（小規模提案希望型）である。
- ② I C T （舗装工）活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに近畿地方整備局へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、各 I C T 実施要領に基づき、I C T 活用施工を行うことができる。なお、関連施工工種においても、I C T 活用施工を行う希望がある場合は、上記と同様に契約後、近畿地方整備局へ提案・協議を行うこと。
- ③ 本工事においては、一部の施工プロセス（3次元設計データ作成、I C T 建機による施工、3次元出来形管理等の施工管理）から選択し、I C T 施工技術を活用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲を近畿地方整備局と協議するものとする。
- ④ 施工を実施するために使用する I C T 機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要な I C T 活用工事用データは、事業者が作成するものとする。使用す

るアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に近畿地方整備局と協議するものとする。近畿地方整備局は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを事業者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に事業者に貸与するものとする。

- ⑤ ICT建機による施工を希望した場合は、使用するICT機器に入力した3次元設計データを近畿地方整備局に提出すること。
- ⑥ 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
- ⑦ 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、近畿地方整備局と協議するものとする。

5) ICT活用工事における適用（用語の定義）について

① 図面

図面とは、入札に際して近畿地方整備局が示した設計図、近畿地方整備局から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という）等をいう。なお、設計図書に基づき近畿地方整備局が事業者に指示した図面及び事業者が提出し、近畿地方整備局が書面により承諾した図面を含むものとする。

6) ICT活用工事の費用について

- ① 事業者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、ICT活用の具体的な工事内容及び対象範囲について近畿地方整備局へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT活用工事を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、実施した各積算要領により計上することとする。ただし、近畿地方整備局の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、事業者は近畿地方整備局からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。
- ② 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

7) ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用施工を行った、全てのICT活用工事の施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象工事であり、別途近畿地方整備局より指示される調査票に基づき実施するものとする。

事業者は、工事完了後直ちに調査票を近畿地方整備局へ提出・確認後、近畿地方整備局が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

8) I C T 活用について

当初 I C T 活用工種として定められていないものについて、事業者より I C T を活用した施工を希望された場合は、施工者希望Ⅱ型として取り扱い、工事成績評定等で評価を行うものとする。

(6) 工事中の安全確保（第1編1-1-29）

1) 工法変更等への対応

- ① 構造物等の施工において湧水、その他の障害のため通常の工法では所期の目的を達することが出来ない箇所については、設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。
- ② 工事中における民生安定上または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。
- ③ 工事により汚濁水が発生した場合、設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。

2) 近接施工

配電線および送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力株事業所と事故防止対策について協議すること。

3) 道路付属物ならびに占用物件の処置

工事施工のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合には、その処置について予め近畿地方整備局と協議するものとする。

4) 掘削法面

掘削（床掘）法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の安全対策等が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。

5) 現場環境改善費

- ① 現場環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうち原則として各計上費目毎（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとする。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更してもよい。

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学会（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費含む） 9. 社会貢献

② 現場環境改善の実施については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め近畿地方整備局に提出するものとする。

6) 除草作業における安全確保

- ① 作業は小石やゴミ等が飛散しないように安全対策を図り施工すること。
- ② 施工計画書には以下を記載すること。
 - ・作業時における小石やゴミ等の飛散による事故防止対策
 - ・敷設ケーブル等の損傷事故防止対策
 - ・作業時における作業員およびその他工事関係者・第三者等に対する負傷事故防止対策
- ③ 作業にあたっては、事前に作業箇所の確認を行い、以下の項目を実施すること。
 - ・刈り刃や草刈機本体との接触により損傷が予想される河川及び道路等の管理施設、占用物件等の位置を明示する。
- ④ 事業者の責により占用物件及び管理施設等に損傷を与えた場合は、すみやかに近畿地方整備局に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、事業者の負担によりこれを補修しなければならない。
- ⑤ ハンドガイド式草刈機（搭乗式）にて除草を行う際は、使用方法について十分な安全教育を実施するとともに、緊急停止スイッチを適切に使用すること。また、搭乗箇所から履帶付近への足の踏み外し防止対策を講じること。

7) 地下埋設物件等の事故防止

- ① 本工事区間に地下埋設構造物（ボックスカルバート等）がある場合、工事施工に

際しては、近畿地方整備局と現地立会いのうえ、当該構造物の位置、高さ、構造物の状態等を確認し、損傷を与えないよう保安対策について十分打合せを行い、構造物本体及び一般車両等の第三者に支障を及ぼさないようにすること。

- ② 事業者の責により、当該構造物に支障を及ぼした場合は、速やかに近畿地方整備局、施設管理者に報告するとともに、事業者の負担によりこれを補修しなければならない。

8) 地下埋設物件等（架空線を含む）の事故防止

- ① 事業者は、占用物件及び各種管理施設の位置について、設計図書並びに近畿地方整備局が提示する占用物件台帳・各種管理施設台帳等を照らし合わせて確認を行うものとする。また、各種埋設物や水路等の構造物と交差している箇所については、干渉を防ぐため極端に浅くなるなど埋設深さが大きく変化している場合があるので特に注意すること。なお、確認の結果、台帳間の不整合等疑義がある場合は近畿地方整備局に報告するものとする。
- ② 工事の施工にあたって、予想される地下埋設物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認して現地にマーキングし、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。なお、地下埋設物件管理者との現地立会を行った旨を次の「立会打合せ調書」に記載して立会者の押印を求め、作業着手日前に調書の写しを近畿地方整備局に提出するものとする。

工事場所	一般国道 号	地先		打合せ内容
施設管理者 (河川・道路等)	法人名等	所属職名	立会者名	印
占用者				
事業者				

※占用者については、「線」のみ及び「芯」のみの企業者も対象とする。

- ③ 事業者は、事前に行った地下埋設物件管理者との現地立会の結果を作業日の朝礼等で作業員等に周知するものとする。
- ④ 事業者の責により地下埋設物件に損傷を与えた場合は、すみやかに近畿地方整備局に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、事業者の負担によりこれを補修しなければならない。
- ⑤ 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、近畿地方整備局に報告し、その措置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果、未使用の管の処置を事業者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。
- ⑥ 上記の確認のために試掘が必要となった場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。
- ⑦ 架空線の付近で工事をする場合は、事前に架空線管理者と事故防止対策について協議し、また、必要に応じ立会の上、事故の発生を防止すること。なお、架空線

管理者との現地立会を行った旨を上記の「立会打合せ調書」に記載して立会者の押印を求め、作業着手日前に調書の写しを近畿地方整備局に提出するものとする。また、工事現場の上空に特別高圧送電線が存在する場合には、架空線管理者へ一報を入れること。

- ⑧ 工事箇所に限らず、工事用道路や河川管理用通路等においても架空線の下を重機等が一時的に通行する場合は離隔について確認を行い、必要に応じ注意喚起（安全教育、注意看板の設置、及び架空線等事故防止対策簡易ゲート、誘導員の配置等）などの必要な措置を講じること。

（7）環境対策（第1編1-1-33）

1) 低騒音型の使用

本工事の施工にあたっては「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

2) 事業損失防止

本工事において建物等の事前調査及び事後調査が必要となった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。

3) 公害対策

- ① 本工事の施工場所は、「特定建設作業に伴って発生する騒音（振動）について規制する地域」に指定されている。
- ② 本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。公害等に関連するとみなされる工種と標準工法は、下記のとおりとする。
- ③ 工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

工 種	標準施工法	備 考
舗装版撤去工	バックホウ直接掘削	舗装版破碎（電線共同溝）
構造物撤去工	コンクリート圧碎機	舗装版破碎 コンクリート構造物取壊し

4) 特定調達品目調達実績集計

事業者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定めら

れた特定調達品目（以下「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。

事業者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が発注年度以降に及ぶものは、近畿地方整備局の指示する日まで）に、電子データにより近畿地方整備局に提出するものとする。電子データ及び集計方法については、土木請負工事必携（<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/>）を参照すること。

（8）交通安全管理（第1編1-1-35）

1) 安全施設類

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

2) 保安施設

本工事で使用する保安施設については、「道路工事保安施設設置基準（案）」によるものとする。なお、保安施設標準様式図7-⑦の“御通行中の皆様へ”的表示内容は以下を記入するものとする。

[表示内容]

この工事は、道路を保全し円滑な交通を確保するために、電線など

※※※※※

公益物件を収容する電線共同溝を道路の地下に作っています。

注) ※印文字は赤色で記入する。

3) 交通誘導警備員の有資格

- ① 本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所毎に1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。
- ② 事業者は、交通誘導警備検定合格証の写しを近畿地方整備局に提出するものとする。
- ③ 交通誘導警備員については、下表のとおり計上している。

配置場所	交通誘導警備員	交通誘導警備員の 編成	昼夜 別	交替 要員	交替要員の 編成
工事規制区間 箇所	3名/日	交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 2名	夜間	1名/日	交通誘導 警備員A 1名

4) 特殊車両通行許可制度の徹底

道路法第47条の2に基づく通行許可の確認において、事業者は下記の資料を近畿

地方整備局に提出し、確認を得なければならない。

車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両について

- ① 施工計画書に一般的制限値を超える車両を記載
- ② 出発地点、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）
- ③ 出発・到着時刻及び主要な交差点の通過時刻の記録
- ④ 通行許可証の写し
- ⑤ 夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計（タコグラフ）の写し

5) 過積載による違法運行の防止について

事業者は過積載防止について、現場説明書の指導事項の項目を参考にその具体的な内容を施工計画書に記載するものとする。

(9) 官公庁等への手続等（第1編1-1-38）

1) 関係機関協議

本工事区間内の関係機関協議は下表のとおりであり、協議完了予定や移設時期等が延期するような場合、また、協議結果により設計図書に変更が生じた場合は、設計図書に関して近畿地方整備局より指示するものとする。

なお、工事施工にあたっては、各施設管理者と十分に連絡調整を行い、施工するものとする。

協議等物件	管理者	位置	協議内容	協議状況	制約内容	協議完了予定
地下埋設管	高槻市上下水道局、関西電力、NTT西日本、大阪ガス、国土交通省、大阪府警等	工事施工区間内	支障箇所が判明した場合、支障箇所の協議を行う。	協議の上決定	工事と並行（支障移設工事）	—

(10) 施工時期及び施工時間（第1編1-1-39）

1) 施工時間

施工は夜間とし、標準作業時は、22:00～6:00とするが、関係機関等と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2) 時間的制約を受ける作業

① 本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。

工種又は 種別・細別	時間帯	適用
全工種	作業開始：22時00分 作業終了：6時00分	<input type="checkbox"/> 時間的制約を受ける <input checked="" type="checkbox"/> 時間的制約を著しく受ける

(11) 土工一掘削工(第1編2-4-2)

1) 路床支持力

路床面が土の場合の路床支持力（C B R）は8を想定している。

(12) 無筋・鉄筋コンクリート適用(第1編3-1)

1) コンクリート用スラグ細骨材

コンクリートに使用する細骨材に、コンクリート用スラグ細骨材(JIS A5011)を使用する場合は、単位体積質量が設計質量を超えることにより、設計上不利にならないように、設計質量以下となるように配合（混合）すること。

2) コンクリート受入態勢

① 事業者は、コンクリートを練り混ぜてから打設完了までに要した時間が確認できる資料を整備、保管し、近畿地方整備局からの請求があった場合は提示しなければならない。

② テストピースの強度試験は、原則、事業者において全数を立会し、強度確認をするものとする。ただし、全試験実施数の20%以上は公的機関等において実施するものとし、公的機関等で実施するものは立会不要とする。近畿地方整備局においても必要に応じて立会を行うものとする。また、作成するテストピースのコンクリートの採取は、近畿地方整備局が指示した場合を除き、事業者において決定するものとする。

(13) 工場の選定(第1編3-3-2)

1) レディーミクストコンクリート単位水量測定

本工事においてレディーミクストコンクリート使用量が1日当たり 100m³以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(以下、測定要領という)に基づき、単位水量の測定を実施するものとする。測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとし、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。測定要領については土木請負工事必携参照。

(https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html)

2) レディーミクストコンクリート

本工事に使用するレディーミクストコンクリートは、次の規格のものとし、スランプの許容範囲は±2.5 cmとする。

記号	生コンクリート 呼び強度	設計基準 強度	スランプ	粗骨材の 最大寸法	水セメント比 (W/C)	備考
18-8-40	18N/mm ²	18N/mm ²	8 cm	40mm	60%以下	排水構造物工、 縁石工、道路付 属施設工

(14) 配合（第1編3-3-3）

1) コンクリートの水・セメント比

本工事に使用するコンクリートの水・セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

(15) 配合（第1編3-5-3）

1) 超速硬コンクリート

本工事に使用するコンクリート（超速硬）の規格は次のとおりとする。なお、使用に当っては所定の強度が得られることを確認できる資料を事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。

工種	3H圧縮強度	セメント	粗骨材の最大寸法
電線共同溝工	24N/mm ²	超速硬セメント	20mm

(16) 打継目（第1編3-6-7）

1) 伸縮目地施工間隔

伸縮目地の施工間隔は、共通仕様書及び設計図による。

(17) 養生（第1編3-6-9）

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中コンクリートとしての施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ、外気温度等を考慮してその方法及び期間、養生温度等を計画するものとする。

(18) 材料編—一般事項—適用（第2編1-1）

1) 品質規格

本工事に使用する次の材料については、日本産業規格 JIS C 3653 に示す管路材、

またはこれらと同等以上の性能を有し、かつ、継手部を含め電線の敷設、防護等に必要な諸性能を有するものとする。

電線共同溝用通信管（幹線部）、電線共同溝用電力管（幹線部）、
埋設管路材（連系部等）

2) 再生資材の利用

本工事については、下記のとおり再生資材を使用するものとする。

資源名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-30	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
再生粒度調整碎石	RM-25	埋戻し	
	RM-25	路盤	
	RM-30	路盤	
再生加熱アスファルト 安定処理混合物	アスファルト安定 処理	路盤	
再生加熱アスファルト 混合物	粗粒度アスコン	表層・基層・中間層	
	密粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

- ① 上記再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとし、「土木工事共通仕様書」に基づき、品質管理試験を行うこと。
- ② 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合の品質は、「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- ③ 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではならない。
- ④ 再生粒度調整碎石を路盤材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。

(19) 工事材料の品質（第2編1-2）

1) 品質証明書等

- ① 事業者は工事に使用する材料のうち、下記の材料及び近畿地方整備局の指示した材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を

事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。

確認材料名	摘要
埋設管路材	材質と品質規格計算書・証明書、社内規定によるミルシートと表示、寸法及び外観検査
埋設管路とプレキャストボックスの継ぎ手材料	材質と品質規格証明書、社内規定によるミルシートと表示、寸法及び外観検査
プレキャストボックス	品質試験結果、寸法及び外観検査、設計計算書
蓋	材質と品質規格計算書・証明書、寸法及び外観検査、受枠と蓋のかみ合わせ状況

- ② 本工事で使用する「コンクリート二次製品標準図集（側溝・水路編）」（平成 12 年 3 月近畿地方建設局）で規定する側溝製品の使用に当たっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。

（20）土木工事材料—一般事項（第2編2-6-1）

1) セメント及び混和材

無筋・鉄筋構造物（橋梁上部工を除く）で次に示すものは、高炉セメントB種を使用するものとする。なお、セメントコンクリート用骨材のアルカリシリカ反応性試験結果が無害の場合または抑制対策を行う場合は、品質に問題がないことを確認できる資料を事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けて普通ポルトランドセメントを使用することができる。ただし、設計変更の対象とはしないものとする。

構造物名
排水構造物工、縁石工、道路付属施設工

（21）セメントコンクリート製品（第2編2-7-2）

1) 品質規格

本工事に使用する材料の品質規格は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集（側溝・水路編）」（平成 12 年 3 月近畿地方建設局）によるものとする。なお、「標準図集」に示す構造規格（案）を満足する側溝等の使用に当たっては、品質に問題がないことを確認できる資料を事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けて使用することができるものとし、それに係る契約代金額の変更は、行わないものとする。

(22) アスファルト混合物事前審査制度（第2編2-8-1）

事前審査制度認定書による場合の「品質管理基準」は以下のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
アスファルト舗装	材料	必須	土木施工管理基準 「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出
		その他	土木施工管理基準 「品質管理基準」の全項目	
	プラント	必須	配合試験	土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による（注1）
			混合物のアスファルト量 抽出混合物の粒度分析試験 温度測定（混合物）	
			基準密度の決定	事前審査による認定書の提出

（注1）近畿地方整備局の指示があった場合は、試験結果一覧表を提出するものとする。

(23) 土木工事共通編－品質証明（第3編1-1-6）

本工事は品質証明の対象工事である。

(24) 作業土工（床掘り、埋戻し）（第3編2-3-3）

事業者は、設計図書における土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、近畿地方整備局の確認を受けなければならない。

(25) 区画線工（第3編2-3-9）

1) 溶融式区画線

① 溶融式区画線の規格は下記のとおりとする。

項目種別	幅 (mm)	厚 (mm)	品質	備考
中央線	150	1.5	ビーズ混入 15～18%	中央線
境界線	150	1.5	ビーズ混入 15～18%	境界線
外側線	150	1.5	ビーズ混入 15～18%	外側線
横断線等	450	1.5	ビーズ混入 15～18%	ゼブラ、停止線、横断歩道
矢印・記号 ・文字	-	1.5	ビーズ混入 15～18%	矢印、国道横断、矢羽根（青）、自転車道マーク

② 排水性舗装の区画線の規格は下記のとおりとするが、交差点部等による横断線・文字等については、溶融式を標準とする。

項目種別	幅 (mm)	厚 (mm)	品質	備考
中央線	150	1.5	ビーズ混入 15~18%	中央線
中央線	200	1.5	ビーズ混入 15~18%	中央線
境界線	150	1.5	ビーズ混入 15~18%	境界線、自転車横断帯
境界線	300	1.5	ビーズ混入 15~18%	自転車横断帯
外側線	150	1.5	ビーズ混入 15~18%	外側線
導流線	150	1.5	ビーズ混入 15~18%	導流線
導流線	300	1.5	ビーズ混入 15~18%	導流線
横断線	450	1.5	ビーズ混入 15~18%	ゼブラ、停止線、横断歩道
矢印・記号 ・文字	-	1.5	ビーズ混入 15~18%	矢印、減速マーク、Uターン禁止(黄色)、自転車マーク、追突注意、追突注意(小)、50(黄色)

(26) アスファルト舗装の材料 (第3編2-6-3)

1) 配合

本工事に使用する再生加熱アスファルト混合物の種類等は下表のとおりとする。

混合物の種類	骨材の最大粒径	再生アスファルト針入度	標準アスファルト量	突固め回数		
				N6交通以上	N5交通以下	歩道
アスファルト安定処理	25mm	60 ~ 80	4.0	50	50	-
粗粒度アスファルト混合物	20〃	〃	4.8	75	50	50
密粒度〃	13〃	〃	5.7	-	-	50

設計アスファルト量は、アスファルト共通範囲の中央値を目標とし、その値が標準アスファルト量の±0.3%以内を満足しない場合は、配合設計の見直し等を行うものとする。

2) プライムコート工

瀝青材料は石油アスファルト乳剤 (PK-3) とし、使用量は1リッター/m²~2リッター/m²とする。

3) タックコート工

瀝青材料は石油アスファルト乳剤（PK-4）とし、使用量は0.3リットル/m²～0.6リットル/m²とする。

（27）土留・仮締切工（第3編2-10-5）

1) 土留

現道に近接している箇所の施工にあたり、交通処理等のため、土留工が必要となつた場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。

（28）仮水路工（第3編2-10-11）

1) 仮水路

仮水路等が必要になった場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。

（29）道路編一舗装－一般事項（第10編2-8-1）

1) 防護柵設置工における出来形確保対策

1. 事業者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に近畿地方整備局と協議しなければならない。
2. 事業者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と協議しなければならない。
3. 事業者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。
 4. 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従い行う。
 5. ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。

（1）支柱建て込み前の根入れ長測定状況

（2）支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書（次表）とともに近畿地方整備局へ提出する。

施工確認書

工事名 _____

確認者 _____

路側防護柵工（土中埋込み式）の施工について、社内検査の結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係契約図書に示された出来形を確保していることを確認しました。

また、防護柵の所要の根入れ長が確保されていることが確認できる状況（建て込み時の施工状況、若しくは根入れ長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影した資料（ビデオテープ等）を提出致します。

令和 年 月 日

受注者 住所

氏名

（※施工確認者については、「品質証明員」が行うものとする。但し、品質証明制度を適用していない工事については「主任（監理）技術者」が行うものとする。）

6. これらに定められていない場合は、近畿地方整備局と協議する。
7. 防護柵設置工の出来形管理の非破壊試験費用は見込んでいないが、近畿地方整備局と協議のうえ、非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

2) 既設防護柵の撤去

事業者は、既設防護柵の撤去時に支柱の状況を確認するとともに、支柱の切断等が発見された場合には、その内容を近畿地方整備局に直ちに報告しなければならない。

(30) 舗装打換え工（第10編16-5-4）

1) 車両交通のための路面維持

交通開放する場合、施工に伴う段差は交通に支障のないよう縦断・横断方向5%以内の勾配ですりつけ舗装をし、危険防止と交通安全を計らねばならない。

2) 仮舗装

道路交通安全上仮舗装が必要な場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。

(31) 切削オーバーレイ工（第10編16-5-5）

本工事における切削オーバーレイ工については、関係機関と調整が整えば追加施工する予定である。

(32) その他特記事項

1) 掘削及び施工方法

掘削にあたっては、地山の状態、掘削周辺の荷重の載荷状態、掘削面の開放時間等によって、掘削方法及び仮設方法等を検討しなければならない。

2) 埋戻し

- ① 管路部の埋戻しには、所定の材料を用い、施工後ひび割れ、陥没等が生じないよう十分転圧しなければならない。
- ② 発生土は現場内利用を原則とし、それによらない場合は工事間利用（ストックヤード経由も含む）、再資源化施設（土質改良プラント）からの利用、土質改良及び再生材を活用し、極力新品材料の使用の抑制に努めるものとする。ただし、これらの利用にあたっては、発生土利用基準及び建設発生土利用技術マニュアル等により、所要の品質を満足するものとし、各埋戻し材料に必要な土質試験等を行うものとする。

使用場所	使用材料
電線共同溝埋戻し 路床（歩道）	本工事現場からの発生土利用
電線共同溝埋戻し 管路周辺の中埋砂（車道・歩道）水締施工	購入砂
その他作業土工埋戻し	本工事現場からの発生土利用

- a) 埋め戻し土は、構造物への影響がなく、圧縮性、充填性、透排水性、施工性等の性能や、所要の力学性能が得られるものでなければならない。なお、低品質な土質のものについては、土質改良、粒度調整、水切りや天日乾燥、流動化処理工法等を行って、所要の品質を満足するような土質に改善することを検討するものとする。
- b) 狹隘部で機械施工が困難な場所での土砂は、水締めが可能な、砂、砂質土又は相当品とする。電線共同溝管路周辺は管路一段敷設ごとに埋め戻しを行うものとし、突き棒等で入念に突き固める。
- c) 路床に用いる土は所定のCBR値を満足させなければならない。
- d) 施工後にひび割れや、陥没・空洞が生じないよう、十分に転圧や締固めを行わなければならない。
- e) 関係法規の定めを超えて有害物を含む発生土砂及び購入土砂等は原則として利用しない。
- f) 第1種から第3種までの良質土については、安易に埋め立て処分を行うことのないよう、利用方法を十分に検討し有効利用を図るものとする。
- g) 掘削土に水締め可能な土砂が発生した場合は、「電線共同溝埋戻し 管路周辺の中埋砂」への利用を検討するものとする。
- 3) 仮復旧
管路敷設後速やかに仮復旧を行い、車両、歩行者の通行を確保する。また、ひび割れ、段差等通行の妨げとなるような施工不良が発生しないよう留意し、平滑に仕上げる。
- 4) 管路材
管路材については設計図書に記載のとおりとするが、「電線共同溝マニュアル」に則した他の管路材を採用する場合は、近畿地方整備局の承諾を得た上で採用することができる。
- 5) 管路工（管路部）
- a) 管の敷設は、規定された土被り、占用位置および敷設間隔などに基づいて、ケーブルの引き込み・抜き取りに支障とならないよう確実に実施する。
 - b) 配管は原則として一方向から順次行うものとする。
 - c) 管は製品表示面を上面にし、表示内容が確認できるようにする。

- d) 管の接続を休止する場合は、管端から異物、水等が入らないよう防砂栓等の処置を施す。
- e) 管は規定の標線位置まで、確実に挿入しなくてはならない。
- f) 管は敷設現場の状況に応じて、必要な長さを切管して使用することとなるが、その際、切管した端面は、ケーブル入線時にケーブルを傷つけないよう内外面とも面取り等の処置を施す。
- g) プレキャストボックスとの接続に使用する継手管は、ケーブル入線施工に支障とならないよう施工しなければならない。
- h) 管の接続後、接続部に、過大な荷重を加えてはならない。
- i) 配管は次表の曲線半径を標準とする。ただし最小曲線半径が確保できない場合は、参画企業者と調整した上で管路の曲線半径を定めるものとする。

	事業者	最小曲半径	摘要
幹線部	電力	5.0m	立上部は除く
	通信	2.5m	立上部は除く

① 管枕

管枕の設置箇所は、直管1本につき2箇所、曲管1本につき1箇所を標準とする。なお、配管状況に合わせ設置箇所等調整を行うものとする。

② 埋設標識シート

埋設標識シートの敷設範囲は、管路の全幅以上とし、幅150mm・300mm・400mm・600mmを組み合わせて敷設するものとする。また、敷設位置は、管上20cmを標準とするが、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、10cmまで縮小できるものとする。さらに管天端が舗装下端に等しい場合は、舗装下端に敷設する。

③ 呼び線

管路の導通性試験後に呼び線を入線し、柵内部の呼び線に行先表示の明示すること。

6) プレキャストボックス工（特殊部）

① 据付

プレキャストボックスは水平に据え付けるものとし、歩道勾配との調整は、蓋版にて行うものとする。

② 調整モルタル

歩道部鉄蓋は、調整モルタル(1:3)を用いるものとする。車道部鉄蓋は設置後車両の通行を確保するため、超早強無収縮モルタル(セメント系プレミックス製品)を用いるものとし品質は下表のとおりとする。

項目	規格値	
J 14 ロート流化時間（秒）	8 ± 2	
圧縮強度	3 時間	$15\text{N}/\text{mm}^2$
	28 日	$30\text{N}/\text{mm}^2$
水セメント比	34～35%	

4. 調整マネジメント業務（工事段階）

（1）一般事項

事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について近畿地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施する。

なお、調整マネジメント業務（工事段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（設計段階）で実施してもよい。

また、調整マネジメント業務（工事段階）においても、必要に応じて調整マネジメント業務（設計段階）を行うこと。調整マネジメント業務（設計段階）の実施内容、占用業者等及び関係機関との協議、要求水準等については、第2章. 4. 調整マネジメント業務（設計段階）に準じるものとする。

（2）業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（工事段階）の実施にあたり、次の（3）から（6）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、近畿地方整備局へ提出する。

（3）工事期間における規制箇所等調整

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事着工後に、必要に応じて、占用調整会議を行うこととする。

（4）隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

（5）地元に対する工事説明会

事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については第2章. 4（3）に準じるものとする。また、事業者は、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとし、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知す

るものとする。

(6) 関係機関協議結果等のとりまとめ

調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、近畿地方整備局に提出するものとする。提出期間は工事着手から施設引渡しまでとし、提出は毎年度末の営業日までとする。

5. 本事業で整備する施設の所有権移転業務

事業者は、近畿地方整備局による完成検査後、近畿地方整備局に対して本施設の所有権を移転すること。

なお、本施設の引渡予定日は令和 15 年 3 月 31 日とする。

第4章 工事監理業務

1. 工事監理業務

(1) 一般事項

事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が本業務と工事業務（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務、工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備））を兼務して実施することはできない。

(2) 業務計画

事業者は、工事監理業務の実施にあたり業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、近畿地方整備局へ提出する。

(3) 業務の実施

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報「様式は任意」）を近畿地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、近畿地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出開始時期は、近畿地方整備局との協議により決定する。事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

第5章 維持管理業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、維持管理対象施設を対象とし、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の内容の維持管理業務を実施すること。

事業者は、維持管理業務を遂行するにあたって、本要求水準書のほか、資料4「近畿地方建設局電線共同溝管理規程」、資料5「近畿地方建設局電線共同溝保安細則」、及び資料6「電線共同溝管理台帳（作成例）」にも準拠すること。

- 1) 点検・補修業務
- 2) 台帳作成・管理業務
- 3) 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(2) 業務期間

維持管理業務の期間は、事業者が国に電線共同溝を引渡した日（令和15年3月末）より、令和30年3月末日までとする。

なお、事業者の提案に基づき調査・設計業務及び工事業務期間を短縮した場合においても、維持管理業務期間（15年）は変更できない。

(3) 業務実施体制

1) 業務実施の体制

事業者は、上記（1）の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理責任者を設置し、近畿地方整備局に通知すること。また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を近畿地方整備局と協議のうえ確立すること。

2) 業務従事者の要件等

事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。

(4) 提出書類

事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき維持管理業務の実施に際し、以下の書類を作成し、近畿地方整備局に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等はあらかじめ近畿地方整備局と協議して定めること。

1) 業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、提出すること。事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出すること。

- ① 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合
- ② 近畿地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

表一 業務計画書と提出時期

提出時期	業務計画書	
維持管理業務開始予定日の前日まで	業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務担当者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時・災害時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項
当該事業年度が開始する日の1ヶ月前まで	年間業務計画書	・上記項目における当該年度実施分

2) 業務報告書

事業者は、業務ごとの実施状況について下表に示す業務報告書を作成し、近畿地方整備局へ提出し、確認を受けること。

表一 業務報告書等と提出時期

提出時期	業務報告書	
		添付すべき資料
業務開始後速やかに	・管理台帳の作成及び修正	<ul style="list-style-type: none"> ・入線・抜柱実施計画書 ・電線共同溝管理台帳の作成 ・敷地調査図の修正
実施後速やかに	・点検・補修記録	<ul style="list-style-type: none"> ・点検記録表 ・補修結果記録
	・事務手続き記録	<ul style="list-style-type: none"> ・占用業者の台帳閲覧申請記録 ・電線共同溝の入構記録
	・関係機関協議結果	・打合せ記録簿

		<ul style="list-style-type: none"> ・入線・抜柱協議結果 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
年報（各事業年度終了後10日以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理台帳の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・入線・抜柱完了報告書 ・電線共同溝管理台帳の修正 <p>※修正がない年度は提出不要</p>

※ただし、最終事業年度の最終月は除く。

3) その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに近畿地方整備局に報告すること。また、近畿地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。

（5）業務の実施

事業者は、業務の実施に際して次のことを対応すること。

1) 苦情等への対応

事業者は、市民や占用業者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに近畿地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果も近畿地方整備局に報告すること。なお、緊急を要さない場合は、近畿地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合についても、速やかに近畿地方整備局に報告し、対応について協議すること。

2) 想定外の事態への対応

事業者は、想定外の事態の発生、又は発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応すること。

3) 災害時・非常時の対応

火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。また、現場に急行し、業務従事者の安全が確保できる範囲で応急措置を行うこと。

4) 危険物・火気の取扱い

事業者は、業務実施等に際し、原則として火気等は使用してはならない。火気を使用する場合は、事前に近畿地方整備局の承諾を得ること。

（6）維持管理関連貸与図面等

事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、近畿地方整備局より借り受け、善良な管理者の注意をもって管理すること。

（7）打合せ

維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密接

な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

1) 業務計画書作成時

初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。

2) 業務報告書提出時

3) 入線・抜柱等の調整のための協議時（実施時期は適宜）

2. 点検・補修業務

（1）一般事項

点検・補修業務は、維持管理対象施設の性能を満足することを目的に、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と必要な補修を行うものとする。

点検・補修の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を実施すること。

なお、補修及び対応に関する費用負担については近畿地方整備局と協議すること。

（2）要求水準

1) 事業者は、2) 及び3) の点検を実施し、補修が必要と判断した場合には、近畿地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態を維持するよう努めること。

2) 「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver. 2（近畿地方整備局）」に基づき点検を実施すること。なお、日常点検（道路巡回時等）については、徒歩による目視点検を年1回は行うか、又は、目視点検によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により行うこと。

3) 特殊部については、5年毎に1回内部を点検すること。

4) 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。

（3）特記事項

1) 点検

近畿地方整備局が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、近畿地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、近畿地方整備局と協議の上補修を行うこと。

2) 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応

災害等が発生した場合、又は不測の事態が発生した場合、事業者は安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに近畿地方整備局に報告すること。

3) 応急措置

点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。

3. 台帳作成・管理業務

事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正すること。

また、近畿地方整備局が作成済みの敷地調査図について、修正を行うこととする。なお、これらの修正に伴う費用については、近畿地方整備局と協議して決定する。

(1) 一般事項

台帳作成・管理業務は、維持管理対象施設に係る管理台帳を作成するとともに、適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする。

(2) 要求水準

事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、「設計等共通仕様書」及び資料6「電線共同溝管理台帳（作成例）」等に基づき、国道171号幸「電線共同溝」施設について、電線共同溝管理台帳の作成を行うこと。

(3) 特記事項

1) 管理台帳の作成

事業者は、以下の資料を作成すること。

- ① 位置図（1/25,000程度）
- ② 平面図（全企業者及び個別企業者毎に作成）
- ③ 柵詳細図
- ④ 管路内訳
- ⑤ 鍵管理表

2) 管理台帳の更新

事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合及び新たに占用者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占用予定の占用業者等と協議し、台帳を更新すること。

また、事業者は、占用業者等が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合及び占用業者等から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。

4. 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(1) 一般事項

本業務は、占用業者等と必要な調整を行い、円滑な調整マネジメント業務（維持管理段階）の遂行を実施することを目的とする。

(2) 業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（維持管理段階）実施について、業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、近畿地方整備局へ提出する。

(3) 要求水準

1) 協議・調整

事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等に係る調整、管路利用の管理に際して、占用業者等と必要な協議・調整を行うこと。

事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占用業者等との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜近畿地方整備局に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者等の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。

なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るために、調整マネジメント業務（工事段階）で実施してもよい。

2) 業務の範囲

工事完了後に行う入線及び抜柱に関する業務範囲を下表に示す。事業者は、設計した連系設備整備、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占用業者等及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、各年度の上半期中に翌年度の実施箇所や実施時期を近畿地方整備局と調整すること。申請許可等の手続き及び実施に関する業務は近畿地方整備局と占用業者等で直接行う。

表一 連系設備、入線及び抜柱に関する各業務範囲の役割分担

担当	協議・調整	申請・受理	承認	実施	連絡・報告
近畿地方整備局	—	○：受理	○	—	—
事業者	○	—	—	—	○：報告
占用業者等	○	○：申請	—	○	—

3) 連絡・報告

事業者は、電線共同溝利用者及び関係機関と必要な協議・調整を行った際は、近畿地方整備局に連絡・報告を行うこと。

4) 抜柱完了時期

抜柱は、施設完成の2年後を目途として占用企業に完了させること。

なお、2年内に完了が困難な場合は、近畿地方整備局と協議して対応すること。

5) 関係機関協議結果等のとりまとめ

調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、近畿地方整備局に提出するものとする。

資料1 用語の定義

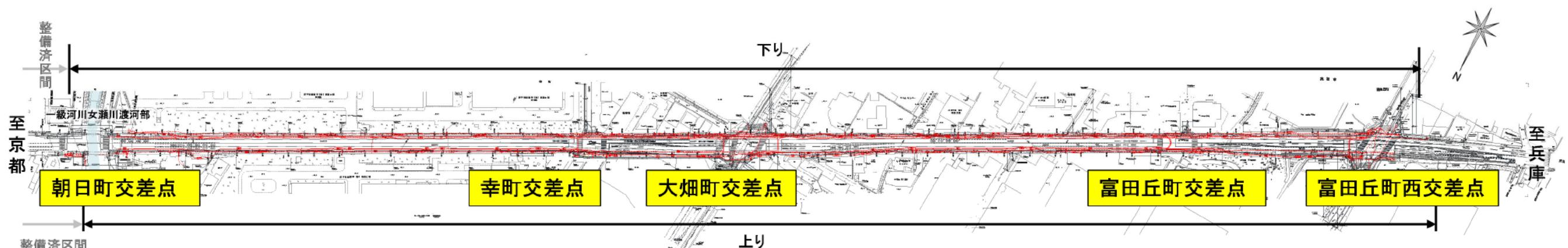
本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- ア 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- イ 「本事業」とは、「事業契約書等」及び「PFI 法」に基づいて実施する「国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業」をいう。
- ウ 「事業者」とは、特定事業を実施する民間事業者をいう。
- エ 「本施設」とは、本契約に基づいて「事業者」が「各業務」を実施する、電線共同溝及び道路・道路附属物をいう。
- オ 「要求水準」とは、「近畿地方整備局」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- カ 「各業務」とは、「調査・設計業務」、「工事業務」、「工事監理業務」及び「維持管理業務」をいう。
- キ 「事業期間」とは、本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和 30 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- ク 「事業年度」とは、「事業期間」中の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間とし、初年度については、事業契約の締結日から最初に到来する 3 月 31 日までとする。
- ケ 「調査・設計業務」とは、「本施設」の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」に記載のある調査・設計業務によるものとする。
- コ 「設計図書」とは、「要求水準書」に基づき、「事業者」が作成する詳細設計図書その他「本施設」の設計に係る一切の書類をいう。
- サ 「整備」とは、電線共同溝等の設計及び工事を合わせたものをいう。
- シ 「工事監理業務」とは、「本施設」の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- ス 「工事監理業務報告書」とは、「工事監理業務」に関する報告書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- セ 「施工計画」とは、「本施設」の施工に関する計画をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- ソ 「維持管理業務」とは、「電線共同溝」の性能及び機能を適正に維持管理するための業務をいい、その業務内容の詳細については「要求水準書」によるものとする。
- タ 「調整マネジメント業務」とは、「調整・設計業務」、「工事業務」及び「維持管理業務」の「各業務」において、関係機関や地元住民、利害関係者との調整を行うための業務をいう。

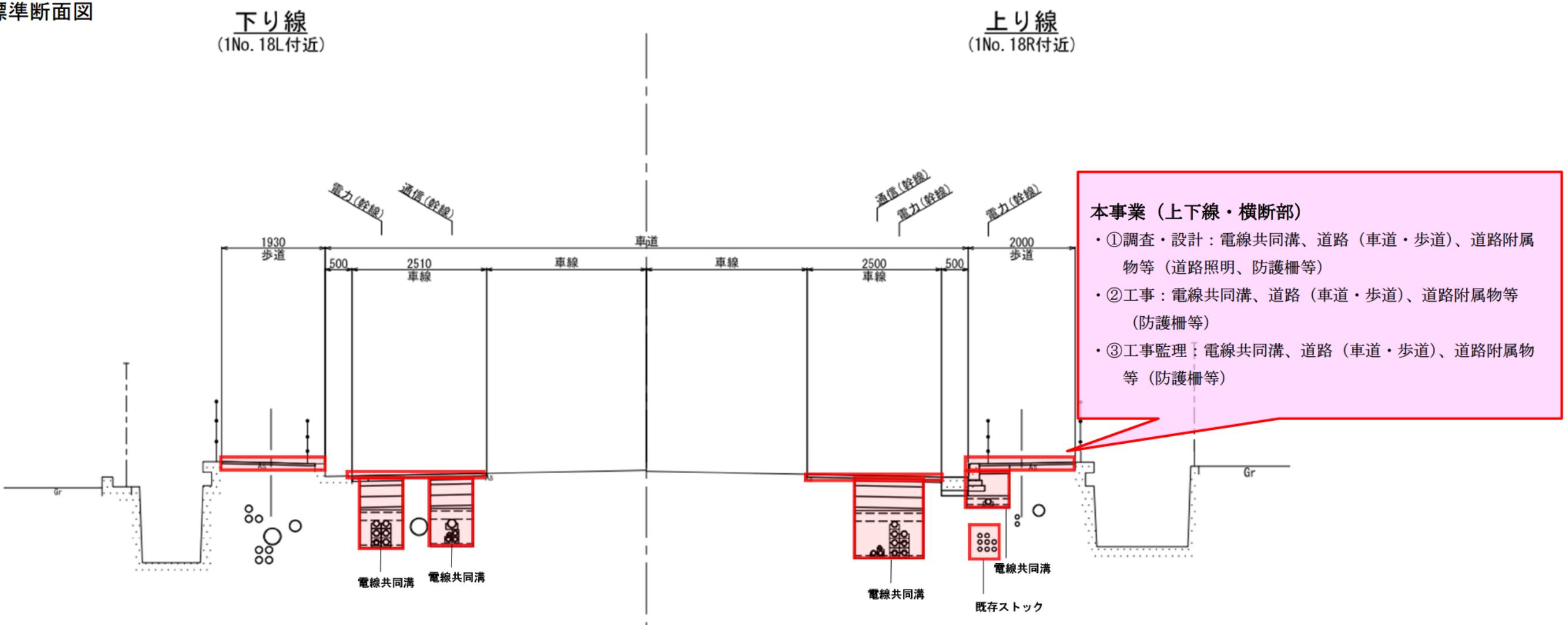
- チ 「補修」とは、「電線共同溝施設」の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状、又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- ツ 「点検」とは、「電線共同溝施設」の機能の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常、又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を講じることの判断を含む。
- テ 「貸与図面等」とは、「近畿地方整備局」が「事業者」に貸与する「電線共同溝施設」の管理に係る図面及び資料をいう。
- ト 「交通管理者」とは、交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行管理を行う者（警察）をいう。
- ナ 「占用業者等」とは、本施設を占用利用する目的を持つ、電力・通信等の各電線を所有・運用する者をいう。
- ニ 「法令等」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- ヌ 「法令等の変更等」とは、本契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。
- ネ 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、「近畿地方整備局」又は「事業者」のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、「法令等の変更等」は、「不可抗力」に含まれない。

資料2 調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲

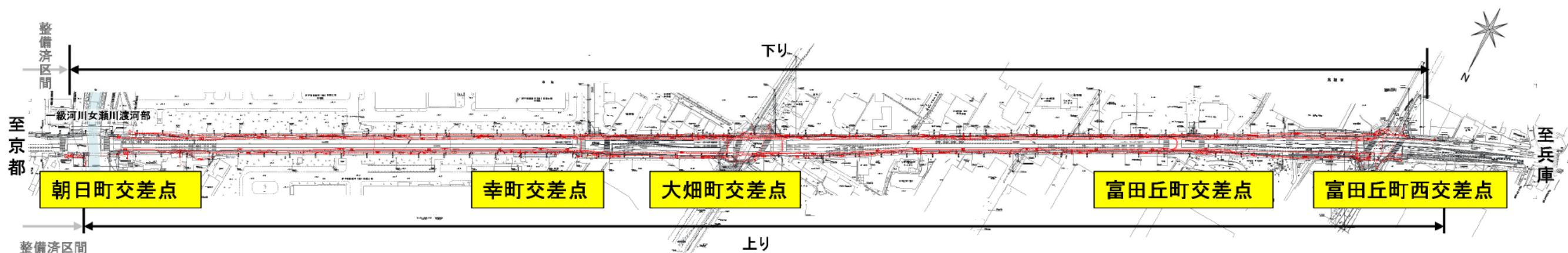
■平面図



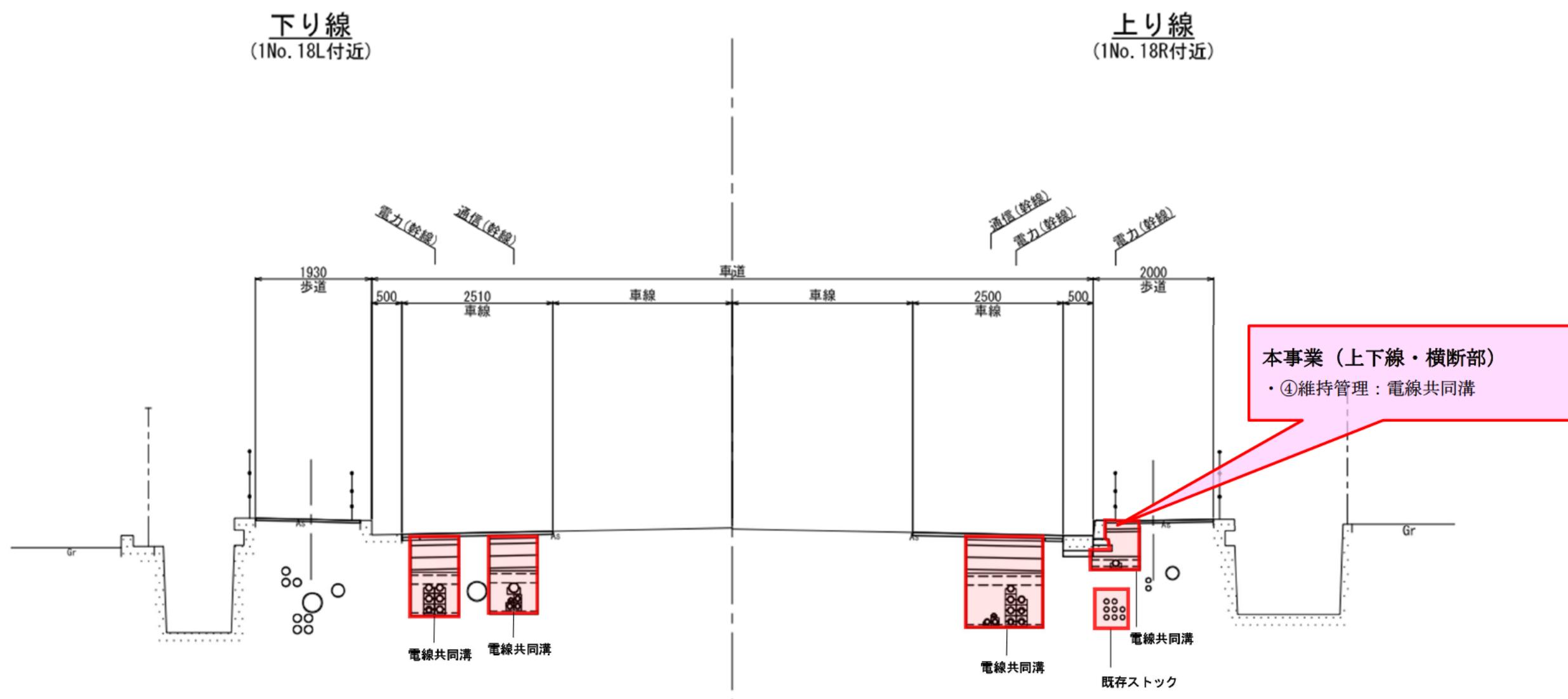
■標準断面図



資料3 維持管理業務の対象範囲



■標準断面図



資料4 近畿地方建設局電線共同溝管理規程

05-02-03 P1

近畿地方建設局電線共同溝管理規程

平成10年12月1日建近道管第321号
近畿地方建設局長

(目的)

第1条 この規程は、建設省近畿地方建設局長（以下「道路管理者」という。）が管理する電線共同溝に關し、電線共同溝の整備等に關する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に關する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に關する事項、その他電線共同溝の管理に關する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が設ける施設をいう。
- 二 「附帯施設」とは、電線共同溝に附帯して設置する施設をいう。
- 三 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- 四 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設した電線及び通信線等をいう。
- 五 「占用物件」とは、道路管理者の許可を受け電線共同溝に敷設した電線、通信線及び地上機器等をいう。
- 六 「占用者」とは、占用物件を設置及び管理している者をいう。
- 七 「占用工事」とは、道路管理者の承認を得て、占用者が行う占用物件の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他管理に關する工事をいう。
なお、占用物件の新たな設置のための工事については、占用工事とは區別される。
- 八 「出張所長」とは、当該電線共同溝の管理を担当する出張所の長をいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件は占用者が、それぞれ管理する。

(台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管する。

台帳に記入すべき事項は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 電線共同溝の規模及び構造

二 収容物件の敷設状況

三 収容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完了年月日

四 収容物件の管理者名、連絡先

五 その他必要事項

2 占用者は、道路管理者の許可を得て台帳を閲覧することができる。

3 占用者は、占用者に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかに道路管理者に届け出なければならない。

(収容物件の明示)

第5条 道路管理者及び占用者は、収容物件に管理者名、敷設年、電圧等を明示する。

(構造及び収容物件に変更がある場合の措置)

第6条 道路管理者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとするとき及び新たに占用者が加入する等収容物件に変更が生じるときは、あらかじめ許可を受けた占用者と協議しなければならない。

(工事の承認)

第7条 占用者は、占用工事を施行しようとするときには、電線共同溝占用工事施行承認申請書（別添様式－1）を道路管理者に提出し、承認を受けなければならぬ。

(工事の施行)

第8条 占用者は、占用工事の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件に支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

2 占用者は、占用工事により他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、道路管理者及び他の占用者の意見を聴取し、立会を求めなければならない。

3 道路管理者が電線共同溝に関わる工事の施行により、他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ関係する占用者と打ち合わせを行わなければならない。

4 占用工事に伴い、附帯設備の設置及び変更等が必要となった場合は、道路管理者と協議しなければならない。

5 占用者は、占用工事が完了したときには、道路管理者に電線共同溝占用工事完了届（別添様式－2）を提出し、出張所長の確認を受けなければならない。

(電線共同溝への入溝)

第9条 占用者は、占用工事、巡視及び点検等により電線共同溝に入溝しようとするとき、出張所長に入溝承認申請書（別添様式－3）を提出し、承認を受けなければならぬ。

2 占用者は、事故及びその他やむを得ない事由により緊急に入溝しようとするとき、出張所長に連絡のうえ、その指示に従って入溝できる。

その際、速やかに入溝承認申請書を出張所長に提出し、事後承認及び作業内容等の確認を受けなければならない。

(点検及び通報の義務)

- 第10条 道路管理者及び占用者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。
- 2 道路管理者及び占用者は、占用工事、巡視又は点検等の際に電線共同溝や収容物件等に異常を発見した時には、直ちに関係者に通報するとともに、応急的な措置を講じなければならない。
- 3 前項の異常を発見した占用者及び異常が発生した占用物件を管理する占用者は、速やかに事故報告書（別添様式－4）を道路管理者に提出しなければならない。
- 4 道路管理者は、電線共同溝に異常が発見されたとき、占用者と協議のうえ機能を回復するための措置を講じなければならない。

(関係法令の遵守)

- 第11条 道路管理者及び占用者は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

(費用の負担)

- 第12条 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用（以下「管理費」という。）は、本体工事費、附帯工事費、測量及試験費、補償費、船舶及機械器具費、營繕費及び宿泊費及び事務費の合計額とする。
- 2 管理費のうち当該工事費に直接必要な本体工事費、附帯工事費、測量及試験費、補償費は、その合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占用者がそれぞれ負担するものとする。
- ただし、道路管理者は、この規定によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占用者の意見を聽取し、別に負担金の額を定めることができる。
- 3 前項の占用者の負担額に千円未満の端数が生じたときは、千円未満を四捨五入する。
- 4 工事費により、電線共同溝及び収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、前2項の規定にかかわらずその原因者の負担とする。
- 5 特定の者の必要により生じた当該電線共同溝の改築に要する費用は、原因者の負担とする。
- 6 管理費のうち船舶及機械器具費、營繕費及び宿泊費及び事務費の算出は次の各号に定めるところによる。
- 一 船舶及機械器具費は、本体工事費、附帯工事費、測量及試験費、補償費の合計額を基準額として次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに率を乗じて算出した額とする。
- ただし、基準額が5,000,000円未満の場合は、適用を除外する。

基 準 領	船舶及機械器具費の率
20,000,000 円以下の金額	0.8 %
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	0.6
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	0.4
80,000,000 円をこえる金額	0.2

二 営繕費及び宿舎費は、本体工事費、附帯工事費、測量及試験費、補償費、船舶及機械器具費の合計額を基準額として次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに率を乗じて算出した額とする。

ただし、基準額が 5,000,000 円未満の場合は、適用を除外する。

基 準 領	営繕費及び宿舎費の率
20,000,000 円以下の金額	1.0 %
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	0.8
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	0.6
80,000,000 円をこえる金額	0.4

三 事務費は、本体工事費、附帯工事費、測量及試験費、補償費、船舶及機械器具費、営繕費及び宿舎費の合計額を基準値として次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに率を乗じて算出した額とする。

基 準 領	事 務 費 の 率
20,000,000 円以下の金額	10 %
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	8
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	6
80,000,000 円をこえる金額	4

- 7 占用者が負担する管理費は、道路管理者が徴収する。
- 8 占用者は道路管理者が通知する管理費徴収資金計画書に基づき近畿地方建設局歳入徴収官の発行する納入告知書により納入する。
- 9 道路管理者は、徴収する管理費の施行完了後、速やかに精算しなければならない。

(損害又は紛争の処理)

第13条 収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者（他の収容物件の敷設者を含む。）に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。

（道路管理者への届出等）

第14条 この規程の定めによる道路管理者への承認申請、届出等及び道路管理者からの承認は、出張所長を経由して行う。

（保安細則）

第15条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について電線共同溝に関する保安細則を定める。

（規程に関する疑義等）

第16条 この規程に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占用者が協議する。

附則（平成10年12月1日建近道管第321号）

この規程は、平成10年12月1日から施行する。

様式－1

電線共同溝占用工事施行承認申請書

第
平成 年 月 日 号

近畿地方建設局長 殿

占用者名

担当者

連絡先

占用物件に係る下記の工事を施行したいので、電線共同溝管理規程第7条に基づく承認を得たく申請します。

記

目的			
路線名	一般国道 号	電線共同溝名	
場所	km～km		
工事期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
工事名			
工事内容			
規模数量			
添付図面	位置図、平面図、縦断図		

電線共同溝占用工事施行承認書

上記について、下記の条件を付して承認する。

記

工事の施行にあたっては、電線共同溝の管理規程及び保安細則を厳守すること。

建近〇〇第 号

平成 年 月 日

近畿地方建設局長

様式－2

電線共同溝占用工事完了届

第
平成 年 月 日 号

近畿地方建設局長 殿

占用者名

担当者

連絡先

平成 年 月 日付け建近〇〇第 号で承認を得た占用物件に係る工事が完了しましたので、下記のとおり届出いたします。

記

1 目 的

2 工 事 名

3 場 所

4 工事内容

5 工事期間 平成 年 月 日 着手
平成 年 月 日 完了

6 そ の 他

上記工事について検査した結果、当該工事が完了したことを確認した。

平成 年 月 日

〇〇工事事務所 〇〇出張所長

様式－3

電線共同溝入溝承認申請書

第
平成 年 月 日 号

近畿地方建設局

○○工事事務所

○○出張所長 殿

会社名 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 T E L _____

管理規程第9条 第1項の規定により、下記のとおり電線共同溝に 入溝したい ので、承認
 第2項 入溝した

されたく申請する。

記

- | | | | | |
|--------------|----------------------------|----------------|--|--|
| 1 入溝箇所 | 路線名 一般国道 | 号 (電線共同溝名) | | |
| | 場 所 自 : | 至 : (上り・下り) | | |
| 2 入溝目的 | | | | |
| 3 期 間 | 平成 年 月 日 時 分から | 平成 年 月 日 時 分まで | | |
| | 監督責任者 | | | |
| 4 入溝者等 | 入溝責任者 | | | |
| | 会社名 | 名 | | |
| | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | | |
| | T E L | | | |
| | 入溝総人数 | | | |
| 5 火気使用 | (1) あり 「火気責任者」 | 」 | | |
| | (2) なし | | | |
| 6 異常内容等 | (1) 緊急連絡時間及び氏名 平成 年 月 日 氏名 | | | |
| (事前申請の場合は斜線) | (2) 異常の内容 | | | |
| | (3) 措置の内容 | | | |

電線共同溝入溝承認書

上記申請について、別紙条件を付して承認する。

建近〇〇第 号

05-02-03 P9

平成 年月日
近畿地方建設局
○○工事事務所
○○出張所長

事 故 報 告 書
近畿地方建設局長 殿

平成 第 年 月 日
占用者住所 _____
氏 名 _____

下記のとおり報告します。

路線名・箇所	一般国道	号(電線共同溝名))・場 所:		
事故発生日時	平成 年 月 日	時 分			
事故処理終了日時	平成 年 月 日	時 分			
他の占用者への影響	なし・あり (TEL)	他の占用者への連絡	済	・	未
事故処理に携わった責任者	印 TEL				
報告書作成者	印 TEL				
事故の状況					
処理の方法					
その他の					
添付書類					

資料5 近畿地方建設局電線共同溝保安細則

05-02-04 P1

近畿地方建設局電線共同溝保安細則

平成10年12月1日建近道管第321号
近畿地方建設局長

(目的)

第1条 この細則は、近畿地方建設局電線共同溝管理規程（以下「管理規程」という。）第15条に基づき、電線共同溝の保安、防災の徹底を図ることを目的とする。

(入溝時の措置)

第2条 電線共同溝に入溝したときは、その都度電線共同溝入溝日誌（別添様式－1）に必要な事項を記載のうえ出張所長に提出し、確認を受けなければならない。

(工事等実行時の措置)

第3条 管理規程に定める占用工事、巡視及び点検等（以下「工事等」という。）を行う場合は、関係法令のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定め、入溝責任者は常に電線共同溝入溝承認書を携行すること。
- 二 入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用するとともに、入溝責任者は腕章（別図－1）を着用すること。
- 三 入溝責任者は、工事等に際し電線共同溝内の有毒なガス等の有無を確認すること。
- 四 構内での火気使用については、出張所長が承認した場合以外は使用しないこと。
なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯すること。
- 五 電線共同溝内は、禁煙とする。
- 六 電線共同溝の構造及び他の収容物件に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- 七 電線共同溝の蓋をあけておく場合は、当該箇所に柵、工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。
- 八 工事等は、道路交通に著しい支障を及ぼさない時間帯に行うこと。
- 九 工事等に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずること。
- 十 工事完了後は、工事材料等をすみやかに搬出し、入溝区域の掃除を行うこと。
- 十一 入溝に必要な鍵は、出張所長及び占用者がそれぞれ保管するものとする。
なお、占用者は鍵の保管責任者を定め出張所長に報告し、保管責任者は承認された目的以外に使用しないこと。

(緊急時における通報)

第4条 電線共同溝において事故の発生又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに

別途出張所長が定める緊急連絡系統図に基づき通報しなければならない。

(溝内の清掃)

第5条 道路管理者は、電線共同溝全般について溝内を常に清潔な状態に保持するため、
清掃を行うなど必要な措置を講じなければならない。
また、電線共同溝のうち特定の施設を使用する占用者は、その施設について必要に応
じて清掃を行わなければならない。

(工事等の調整)

第6条 占用者は、工事等により入溝する場合は、緊急の場合を除き事前に出張所長と時
期等について調整しなければならない。

(近接工事の立会)

第7条 出張所長は、電線共同溝に近接した占用工事等の申請があった場合には、現地で
の立会等必要な措置を講じなければならない。

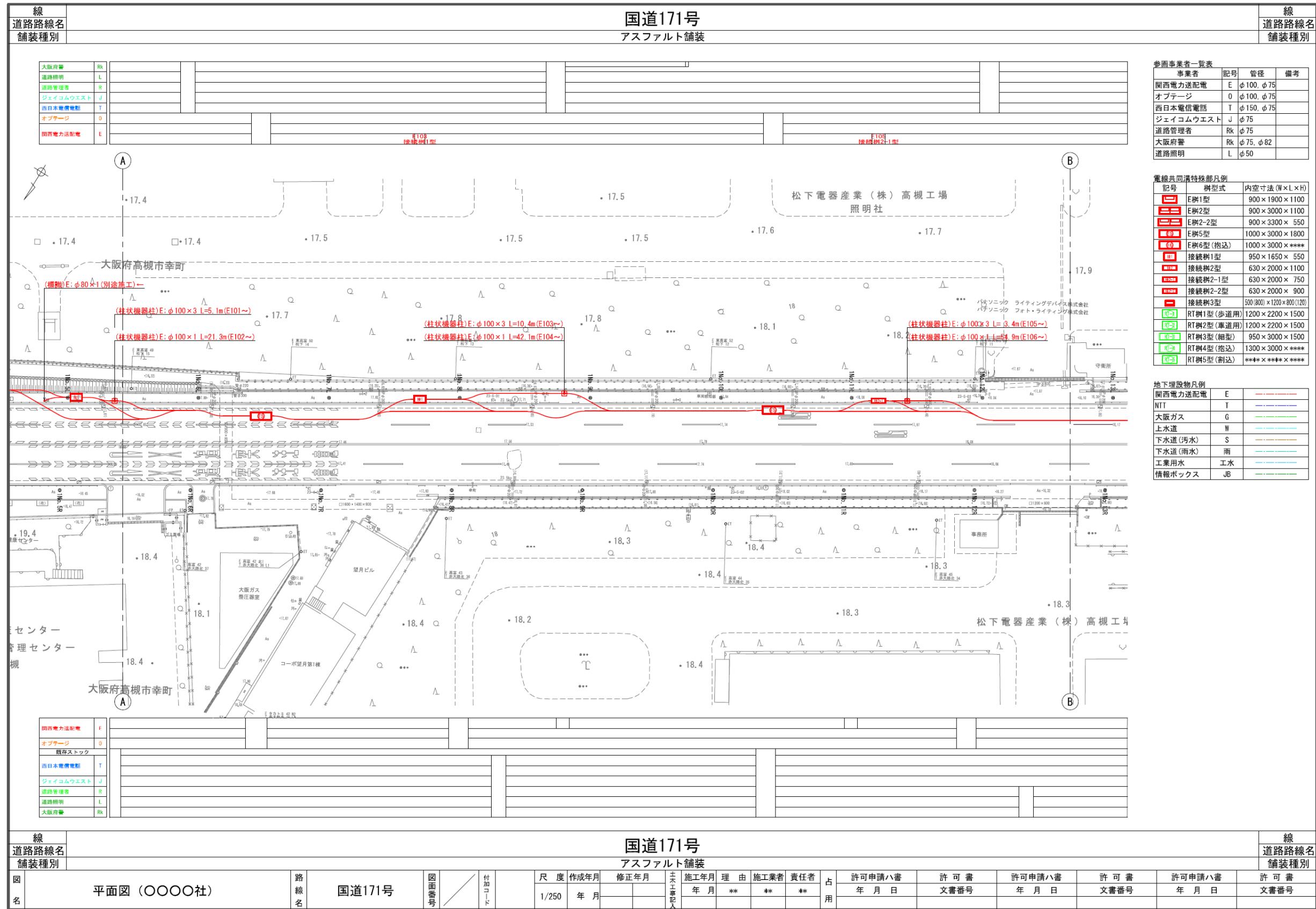
(細則に関する疑義等)

第8条 この細則に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占用者
が協議するものとする。

附則（平成10年12月1日建近道管第321号）

この細則は、平成10年12月1日から施行する。

資料6 電線共同溝管理台帳（作成例）



主線管路

管路內訳(電線共同溝許可数量内訳書兼敷設届数量内訳書)

R樹、T樹及びRT樹鍵管理表

資料7 貸与資料一覧

No	資料名	備考
【調査・設計業務】		
1	大阪国道北部管内電線共同溝設計業務 報告書	